

参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和三十七年四月三日(火曜日)

午前十時四十九分開会

委員の異動

四月二日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として仲原善一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

梶原 茂嘉君

理事

石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君

委員

青田源太郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
仲原 善一君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
大森 創造君
清澤 俊英君
戸叶 武君
天田 勝正君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省畜産局長 森 茂雄君
水産庁次長 村田 豊三君
事務局長 常任委員 安楽城敏雄君
会専門員

説明員

水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

第八部

農林水産委員会會議録第二十三号 昭和三十七年四月三日

本日の會議に付した案件

○沿岸漁業等振興法案(内閣送付、予備審査)

○漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梶原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

昨二日、小沢久太郎君が辞任され、その補欠として仲原善一君が選任されました。

○委員長(梶原茂嘉君) 沿岸漁業等振興法案(閣法第一四四号)を議題といたします。本案は去る三月三十一日、予備審査のために本委員会に付託されました。それではまず本案の提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(中野文門君) 沿岸漁業等振興法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、その漁獲高において世界最大であり、動物蛋白質食糧の重要な供給源として、国民経済上重要な役割を果たして参りましたが、その生産の態様は多様であり、大きく分けると、大規模漁業、中小漁業及び零細な沿岸漁業の三つの類型になると考

えられるのであります。このうち、漁業経営体の九割以上を占めている沿岸漁業は、一部の養殖業を除き、他産業と比較してその生産性及び従事者の生活水準がかなり低い状態にあり、また、漁業生産の中核をなしている中小漁業は、漁業種類、経営規模等により種々格差がございますが、不安定なものが多く現状であります。ことに最近における国民経済の成長発展に伴い、このような沿岸漁業等の傾向は、いよいよ顕著となつてきているのであります。

また、一方、国民経済の成長発展は、わが国の就業構造に著しい変化をもたらし、漁業の就業人口も減少しており、能率的な漁法、漁具の導入等によって生産性の高い漁業を育成してゆく契機が生じてきております。

このような沿岸漁業等及びこれを取り巻く条件の変化等を背景といたしまして、沿岸漁業等の従事者の自由な意思と創意工夫を尊重しつつ、沿岸漁業等の近代化と合理化をはかるとともに、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示し、その重点的施策を明らかにすることを内容とするこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、この法律は、さきに述べましたとおり、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福

祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせ、沿岸漁業等の従事者が他産業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを旨として、従事者の地位の向上をはかることを目的としております。そしてこの目的を達成するための国の基本的施策の方向といたしまして、(1)水産資源の維持増大 (2)生産性の向上 (3)経営の近代化 (4)水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定 (5)災害による損失の合理的補てん等による経営の安定 (6)近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保 (7)沿岸漁業等の従事者及びその家族の転職並びに沿岸漁業等の経営にかかると家計の安定 (8)漁村の環境の整備等による沿岸漁業等の従事者の福祉の増進の八項目を明らかにし、国は、その政策全般にわたりこれらの事項に關し、必要な施策を総合的に講じなければならぬこととするとともに、これらの施策が画一的でなく、地域的に自然的、経済的、社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべき旨を定めたのであります。

次に、第二点といたしまして、これらの基本的施策にかかると重点的な国の具体的施策といたしまして以下の四つの施策を明らかにしております。

第一は、沿岸漁業についての構造改善事業であります。この事業は、沿岸漁業の構造改善をはかるため生産、流通等広範にわたる事業を考へておりますが、沿岸漁業は、その規模が零細であり、したがってまた、生産性も生活水準も低い現状にかんがみ、特に、国は、都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に關する総合的な計画を立て、これに基づいて構造改善事業が実施される場合に助言及び助成等の強力な援助を行なう等沿岸漁業の構造改善事業が総合的、かつ効率的に行なわれるよう必要な措置を講ずることとしております。

第二は、中小漁業の振興のための措置であります。中小漁業の不安定要因としましては、水産資源の利用の問題、漁船及び漁具、漁り方装置の問題等種々考えられるところであり、また、国がその業種に特有の改善すべき基本的事項を定めて公表するとともに、その改善を行なう中小漁業者等に助言、指導、資金の融通のあつせんを行なう等、中小漁業の振興に關し必要な措置を講ずることとしております。

第三は、沿岸漁業等を対象とする試験研究機関の行なう調査及び試験研究の充実等に関する措置であります。沿岸漁業の構造改善事業及び中小漁業の振興のための施策の実施に当たっては、もちろんのこと、およそ沿岸漁業等の

発展をはかるためには、その前提といふたしまして十分な水産資源の調査及び試験研究が必要であります。そこで、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業の充実をはかるとともに、他の試験研究機関と協力して効果的に実施する等の必要な措置を講ずることとしております。

第四は、沿岸漁業等の改良普及の事業に関する措置であります。現在、都道府県には、沿岸漁業等の技術及び知識の普及または従事者の生活改善の指導を行なう改良普及員と、この改良普及員を指導し、専門的事項に関する調査研究を行なう専門技術員が置かれていますが、国は、これらの都道府県の職員の設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律の施行に関する重要事項につきましては、中央漁業調整審議会の意見を聞くこととしてしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(橋原茂喜) 以上で本案の提案理由の説明を終りました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(橋原茂喜) 漁業法の一部を改正する法律案(閣法第一三三三号) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第一三三三号)

以上、いずれも参議院先議の二案を

一括議題といたします。両案に対する質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○藤野繁雄君 私は水産業協同組合法の一部を改正する法律案について質疑を行ないたいと思つております。

まず、水産業協同組合を政府はどういうふうな基本的信念によって指導しているかと考えておられるかという点であります。水産業協同組合の内容については、資料で拝見しておるのでありますが、この資料によつて見たところ、今後いかなる方針によつて指導してゆくか、これをまずお伺いしたいと思つております。たとえてみれば、現在の漁業組合は区域が小さいからあるいは新市町村の区域によるとか、あるいは組合員の数はどうだとか、あるいは自己資金はどういうふうにか、こういうふうな問題についてお伺いしたいと思つております。

○政府委員(村田三喜) 水産業協同組合のあり方の問題でございますが、御承知のように水産業協同組合は一般の漁業協同組合などと、やや趣を異にいたしております。組合の規模なり経営の実態なりが漁業協同組合とは、規模の面からも趣が違ひます。また、一組合の組合を構成しております組合員の数等におきましても、かなりの相違があると思われまゝ。もちろん、組合の事業は農業と水産業とはおのずから性格も違ひますために、その事業の性質の相違からします組合の事業なり、あるいは性格もおのずから異なるものがあるものであります。今回の改正におきましては、一方において水産業漁業協同組合の再建整備等を

推進いたしておりますけれども、何といたしまして、協同組合が今後の経済発展に即応いたしまして、漁村の経済発展、漁業の発展というものと相関連をいたしまして、漁業協同組合の、まず経済共同体としての拡大強化をはかる必要があるというふうに私も考へておるのであります。協同組合が経済事業を通じて、もっと拡大発展をいたしますためには、組合員の質的な、何と申しますか、私も質をひとしくする、均質化ということをおつておるのでございますが、もちろん従来も漁業協同組合の組合員資格につきましても、法律で一定の制限を設けておりましたが、それをさらに組合員資格を引き上げまして、組合員の質を向上し、そういう同じ質の者が均質化された質の者が相寄り相集まつて、組合事業の発展を通じて漁業全体の発展を期するような方向に持っていくたらどうか、またそのことが、近時急速に発展いたしたつたありまの各種の経済発展、産業発展と関連いたして、漁業もその一環としての発展を遂げていくゆへんではなからうか、かように考えまして、そういう点に重点を置いて、今回の改正法案の御審議をわすらわして、いような次第であります。

○藤野繁雄君 そうしますと、現在資料によつて見ると、単位漁業組合が四千三百七十二ありますが、合併その他の促進によつて現在どういふうな程度まで合併が進んでおるか、また現在の四千三百七十二を幾らぐらゐの漁業組合にして、今お話があったように進めていくというお考であるか、この点をお伺いしたいと思つてあります。

○政府委員(村田三喜) お手元の資料で御説明申し上げますと、まず単位組合でございますが、単位組合は昭和三十年の地区の漁協について見ますと四千七百七を数えておつたのでございすが、その後この地区の組合の数の増減は比較的小さいと見えます。三十二年に若干の増加がございすけれども、三十二年にはそれがまた大体三十二年当時の数に戻つてきております。三十二年以降からだんだん漸減の傾向をたどつておりますが、この漸減の傾向が、合併による漸減でございすから、あるいはいよいよゆるゆる組合事業の不振のために、組合が解散し消滅したものであります。これらの詳細につきましては、ただいま資料を調査いたしておりますので、その上でお答えをさせていただきます。

○藤野繁雄君 漁業協同組合を育成強化するためには、どうしたって健全なる漁業協同組合にしなければならぬ。そのためには、同じ業種のものと一緒に固めて強力なものにしなければいけない、これは御答弁のとおりと思つております。しかしながら、現在の漁業協同組合はあまりにも組合員数が少ないために、経済活動を行なうに十分でないと考えられるのであります。そのために、政府においても合併の奨励をしておられるのであります。今後いかなる程度まで合併するのがあるかというところは方針を立てて進めていかねばならないと、こう考へるのであります。それについてはいろいろと事情があつて調査をしておられるということであるのでありますから、調査の上でさらに検討をしていただきたいと思つてあります。

その次に漁業生産組合なんです。これは資料によつて見るというと、八百八十三、それにして八百八十三のうちいかなる事業をやつておるか、こういうふうな資料によつて見ますといふと、十八ページに書いてあるものであります。調査組合は四百八十五でありすが、政府はこの漁業生産組合に対しては、いかなる事業をやらせようとお考へであるかどうか。生産組合を作つたところの目的というものは、御承知のとおりであるのでありますから、私などはできるだけ生産組合を奨励していかねばいけないと思つております。しかし生産組合のやつておる仕事は、各地区によつていろいろとありますけれども、こういうふうなものも奨励するもの、こういふふうなものも奨励するもの、程度まで奨励しようというお考へであるか、これをお伺いしたいと思つてあります。

○政府委員(村田三喜) 先ほど調査をしてお答えを申し上げたと申しました組合の合併の關係でございすが、ただいま藤野先生から御指摘がございしましたように、やはり組合の活動を強化して参りますためには、合併を促進して、組合の規模をますます強化していく、それによつて事業の拡大強化をはかる、御指摘のとおりだと思つております。御承知のように農業関係とやや趣を異にいたしますのは、漁業の特に地区の漁協につきましては漁業権と、特に管理漁業権の管理なり施行というものと密接不可分な關係もございまして、そういう漁業権との関連におきまします組合のあり方ということが、普通の地区の農業協同組合とは趣を

御指摘の第二点の漁業生産組合のあり方でございますが、漁業生産組合は地区の漁協とはもちろん御承知のように趣を異にいたしまして、漁業生産そのものを重点的に、組合員が相寄りまして、生産の拡大を強化をはかつていこう、こういう趣旨でございます。それで、漁業生産組合の場合は、普通の地区の漁協とおのずから制限なりあるいはたとえは従事者の制限でありますとか、あるいは出資の制限でございますとか、そういう点も緩和いたしまするとともに、この生産組合が、漁業活動を真に有効にできますように、たとえは漁業権の場合におきましても、漁業権の優先順位等についての特段の配慮を加えているような状況でございます。

○藤野繁雄君　生産組合は、漁業の経営によって利益を上げていかなくちや

説明の際にも申し上げたのでございますが、組合に先般の漁業法の一部改正案の御合にも、外部的に、外部からの資本の導入を一方的に排除するといふことがなく、逆に漁協なりあるいは生産組合なりに、そういう外部からの資本の導入が容易になるように、そういう見地から今回の改正案におきましては、いわゆる漁民会社的な構想も織り込みまして、地元漁民の漁利の均等とあわせて、生産の拡大、資本の充実という見地から一定の改正を計画をいたして置くのであります。これはただいま定置を例に申し上げますけれども、最近特にたとえば養殖関係の事業のとき、非常に新しい発展を遂げつつあります。そういう新しい養殖関係の事業等につきましても、一定の資本を必要といたしますので、そういう資本の導入を容易ならしめ、漁民の活動ができるような措置を今度の漁業法の改正でも考慮いたしておりますけれども、そういう一連の関係におきましても、漁業生産組合ももちろんそういう面の活動が容易になるように、今後とも指導を加えていく必要があらうと思ひます。

○藤野繁雄君　今養殖の話がありましたがね、この十八ページの資料によつて見るというと、真珠母貝の養殖が五十二、真珠養殖が十九、カキ養殖が五十九、真珠養殖が四、その他の養殖が十四、こういうふうなことになるのであります。沿岸漁業の振興のために、もまた漁民の利益をはかるために、こういうふうな養殖業といふものではなく、ただ共同体でやったほうがいい。そういうふうなことになるれば、漁業生産組合といふふうなものがこれを行な

うのが最も適当ではなからうかと想像される。でありますから、私のお伺いしておるのは、沿岸漁業の振興のためには漁業生産組合の活動に待たなくてはできないところのものが多々あると考えるが、こういうふうな点についてどうであるかというようなことをお伺いしたような次第であります。

次には水産加工協同組合、これが資料によって見るというと二百三十五組合ある。特に水産業に関して加工業協同組合という加工業の組合を特別に作る必要がどこにあるか。漁業協同組合でいいじゃないか、なぜ水産業に限って加工業協同組合というものを作るか。

○説明員（林田悠紀夫君） 先ほどの先生の御質問の生産組合の配当状況につきまして御説明申し上げますと、三十六年に生産組合の調査をいたしたのをごさいます。集計した組合が少なすぎていわけですが、二百六十九組合をいまして、二百六十九のうちで損失をいたしました組合が百七十八組合ございます。それから利益のあった組合が九十ございまして、その中で出資配当をいたしましたのが七、従事分置配当をいたしましたのは三ございまして、この生産組合の配当が少ないう理由といたしましては、配当までに至らずに、たとえば生産組合の組合員がそこで漁業に従事いたしました、労働賃金として分配しておるとか、そういうふうな面もございしますので、必ずしも配当まで至ってはいないわけでございますが、しかしながら、この内容を見ましても、損失組合が非常に多いわけでございます。まして、漁業生産組合というものが必ずしも十分な活動をいたしていな

次に、漁業生産組合をもっと活発に生産の共同化ということを考えるべきじゃないかという御質問でございまして、これはまことに仰せのとおりでございます。従来の協同組合の生産活動を見てみまするのに、漁協の自営という場合と生産組合というのと、この二つあるわけでございます。で、漁業協同組合の自営にいたしまして、このいは生産組合にいたしまして、この二つを育成していくというふうなことも考えておりまして、なお協同事業を進めていきたいと、こういう考え方を持っておる次第でございまして、

それから最後に加工業協同組合で

ございますが、この加工業協同組合の組合員は、加工業を行なっておる人の組織をするわけでございまして、普通の地区の漁業協同組合の漁獲を営んでおるとこの組合員が、必ずしも加工をやっていないというような事態もございまして、この水産加工業協同組合というものはまあそういうふうなところに意味があるわけでございまして、まあこれが漁民がとって参りました魚を加工して販売していくというところで、非常に水産と密接な関係がございまして、特にこういう水産加工業協同組合というふうなものを設けておるような次第でございます。

○藤野繁雄君 そうすると、漁業協同組合でも加工して販売することができると、そうするということと漁業協同組合でも加工して販売することができ、水産加工業協同組合というものが加工して販売することができ、ただ、二つの相違であるとしたならば、水産加工業協同組合には、加工業者が加入することができると、それだけの差ですか。この漁業協同組合が加工する場合と、水産加工業協同組合が加工する場合の違つた点を一つ説明していただきたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 仰せのように、この水産加工業協同組合は、組合員たる資格をいたしまして、組合の地区内に住所または事業場を有する水産加工業者というものを主にいたしておりまして、もちろん漁業協同組合が加工するという面もあるわけでございしますが、そのほかに漁業者から魚を買ひまして、それを加工しておる加工業者といったものがあるわけでございまして、そういう加工業者が作る組合とい

うのが、水産加工業協同組合と、こういうふうになっておるわけでございします。

○藤野繁雄君 そうすると、将来において政府は水産加工業協同組合を奨励されるのか、漁業協同組合の加工事業を奨励されるのか、地区によって異なるというええそれでいいが、大体の方針はどちらに力を入れられるのです。

○説明員(林田悠紀夫君) どちらが重要で、どちらにまた力を入れるべきかということは、非常にむずかしい問題だと思ひます。いわゆる地区の協同組合は、その地区を中心とした地域的な団体でございまして、その団体の経済活動を強化する意味から、あるいは流通の改善をはかる意味から、みずから組合員の漁獲しましたものを加工して有利に販売していく、これはこれで重要な意味があると思ひます。それからまた、一方の水産加工業協同組合は、いわゆる何と申しますか、煮ほしを作るものなら煮ほしを作るもの、つくど煮を作るものならつくど煮を作るものという、その同種の事業を営んでおります。同じ事業体、同質の事業者の集まり、その同質の事業者が相ともに共同でそれぞれの事業の発展をはかっていく、それぞれに意味があるのではなからうかと思ひます。どちらが重要かというふうに、一がいに割り切れない問題でございします。それぞれ水産加工業協同組合は、協同組合として発展を期待いたしておりますし、地区の漁協は地区の漁協としてのそれだけの存在意義があるわけでございします。

から、その発展を期待して参りたいと思ひます。

○藤野繁雄君 次は、水産業協同組合共済会の問題です。これは御承知のとおり全国に一つなんです。共済会の事業としては、現在火災共済と厚生共済とをやっておるものですね。さらに漁獲の共済、それから魚具の共済、こういうふうなものをやっておられると思うのでありますが、火災共済、厚生共済はまずおくとしまして、今後の日本の水産業の発展をはかるためには、漁獲の共済と魚具の共済とに力を入れなくてはならないと思ひます。政府は農業方面についてはいろいろと策を講じておられるのでありますが、一体漁獲共済、魚具共済に対して、政府はどの程度に力を入れておられる、また、将来どういうふうにしように思っておられるのであるか、これをお伺ひしたいのです。私の知り得た範囲内においては、昭和三十七年度の予算においては、共済会に国が共済事業を依頼して、そしてそのために政府が負担するところの金は三千六百万円ぐらいのことじゃないかと思ひます。

このくらいのことでは漁獲共済と魚具共済とがでさう上がるのであるか、そうしてそれで漁業の振興がはかれるのであるか、漁業共済に対する政府の今後の対策を承りたいと思ひます。

○政府委員(村田豊三君) ただいま御指摘のございました共済会のまず現況でございしますが、全国水産業共済組合共済会の会員は、昭和三十七年の二月末現在におきまして正会員、これは水産業協同組合でございしますが正会員が千九百二十七、准会員が六万二千名余になっておりますが、御承知のように

非出資の団体でありますために出資金はございません。その行なっております事業は、これは藤野先生よく御承知のとおり、ただいま御指摘のありましたように、漁業共済の仕事、火災共済の仕事、及び厚生共済事業でございしますが、そのうち、今御指摘のございました漁業共済事業につきましては、国の委託事業費として、現在は試験実施を行なっております段階でございします。これも藤野先生よく御承知かと存じますが、三十六年、三十七年、三十八年、三十九年間は国の委託事業として試験的に実施をしてみようということに相なっております。これに對しまする国庫の助成は、昭和三十六年度におきましては、ただいま御指摘がございましたように、事業費としては約三千五百万円、ちよつと委託費を出しておりますし、また共済金の支払い資金の補助金といったしまして六千五百万円程度のものを交付している現状でございします。そこで、御指摘のように、今後の方針をいたしましてこの漁業共済のあり方をどのように考えるか、ただいまの藤野先生は今後これを拡大強化する方向で考えるべきではないかという御指摘がございしましたけれども、私もまことにございともた存ずるのであります。

ただ御承知のように、ただいまの段階ではまだこれは試験的に実施いたしております段階でございしますので、この試験期間が終りましたならば、本制度を抜本的にどうするかということにつきましましてはそれぞれ関係の、たとえば予算関係等とも十分に連絡をとりました上で、また十分なる検討を重ねました上で、今後のあり方を研究して参るといふ約束にもなっております。

で、ただいまの段階では確定的なことは何とも私も断定的に申し上げる余地がございせんけれども、私もどもいたしましては、できるだけただいま藤野先生の御指摘になりましたような方向で、前向きにこの制度の拡充強化と申しますか、発展をはかる方向で検討してみたい、かように考えております。

○藤野繁雄君 委託事業であるわけですから、委託事業であつてみれば現在やっておられる委託事業に現在赤字が出ているのか、赤字が出ていないのか、それからどういうふうな漁獲に對する共済をやっておられるのかその実績、漁具についてもその実績、ただいまおわかりでなかつたならば、あとで資料として御提出をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(村田豊三君) ただいまの御要求がございました点は、後ほど資料として提出、御報告申し上げます。

○藤野繁雄君 次は、さつきから問題になっておられるところの養殖事業なんです。日本の沿岸漁業というものは、将来においては養殖事業の奨励によって、あるものを取るのじゃなくて作っていく、こういうふうなことではないかと思ひます。そうするためには、養殖業であるのでありますから、ときに天災にきしめあらずなんです。そういうふうな天災があつた場合においては、この養殖事業に共済事業を行なわなくちゃいけません。それと例をとつてみましたならば、先般私などが視察に行つた千葉県

の油の被害のような場合においても、もしも養殖共済というものがあつたとして、

たならば、それによって共済金が出される、そうするというと、それだけ養殖業者も安心ができる、こういうふうなことを考えるのでありますが、政府は養殖共済について現在のところどういうふうにお考えであるか。また、そういうふうなことが、やっておられるところの、任意であつても実例があるかどうか、これを伺いたいと思うのであります。

○政府委員(村田三三三) ただいま御指摘の通り養殖業についての漁業共済制度でございますが、現在はごくわずかでございます。これはほんの例示的に申し上げるのとお恥すかしいほどのごくわずかで、ノリについては十三件だと承知いたしておりますけれども、ごくわずかの共済の実績は持ち合わせております。しかしながら、ただいま御指摘のございましたように、養殖関係はまだまだ漁業共済の制度に乗り出すにはほど遠い実情でございます。これを今後、養殖業はますます発展する方向にある漁業でもございまして、これを共済事業とをどう結びつけるか、これは私も先ほど申し上げましたような趣旨で前向きに検討を続けて参りたいと考えております。

○藤野繁雄君 さつきも申し上げましたように、日本の沿岸漁業、中小漁業者の生活の改善、経済の発展のためには、どうしても養殖業を奨励しなくちゃいけない、養殖業を奨励する場合に、いざという場合の準備に養殖共済というものは必ずやらなければいけないと考えているのでありますから、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

次は、少くも具体的な法律論に入りますが、第一章総則の第七條です。この第七條によつて見ますと、「組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用については、これを同法第二十四條各号の要件を備える組合とみなす。」「こういうふうに根本的に改めておられるのであります。この根本的に改められた理由については、補足説明でも説明がなされているのであります。それは補足説明の八ページに説明がなされています。しかし、これではまだ十分でないのでありますから、これを根本的に改められたところの理由をお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(村田三三三) ただいま御指摘の通り、現行法では業種別の漁業協同組合、それから水産加工業協同組合のうち、一定の経営規模以上の組合員がその総数の三分の一以上を占める組合は、独禁法の適用については小規模の事業者の相互扶助組織と言えるところかについては、実質的に審査されることになっております。その他の組合については、原則として独占禁止法の適用が除外されておるのであります。それを今回は全面的に適用除外にいたしましたわけでございますが、その理由の第一は、この独禁法が適用される必要要件でございます。経営規模の制限が現在あるわけでございますが、これは現在の漁業経営の実態から見ますと、非常に私も適当でない面があると思うのであります。これが第一の理由、これはどういふことかと申しますと、この規定が設けられました当時はたとえば例のマッカーサーラインが引かれておりました、わが国の沖合い遠

洋漁業というのは、非常な制限を受けておりました。経営規模が一般的に小さかったものであります。その後漁船も逐年大型化の傾向をたどり、経営規模が増大して参つた。その経営規模の増大に即応して考えなければ無理ではないか、漁業の実態に反するといふのが、漁業の実態とこの制度とが相いれないという点が第一の理由であります。

それから第二の理由は、独禁法上問題となりますのは、主として大規模の法人の場合であります。この本法は中小企業協同組合なんかとは異なりまして、組合員となり得ます法人の規模を定めてはつきり制限をいたしております。御承知のとおり制限をいたしております。水産組合については、小規模の法人だけに実は限られております。したがって、現行法のように法人組合員の規模をさらに制限し、適用除外の基準とする必要というのではないといふふうに考えたのであります。このまあとつての理由によりまして、今回は公正取引委員会の了解も得まして全面的に制限を排除するのがよいのではないかとこのことで、かような改正案を提案したような次第であります。

○藤野繁雄君 そうしますと、漁業協同組合というものは、その経営規模が小さいものであるから、そういうふうな小さいところの漁業協同組合がやるのは、独禁法からはむしろ害がなかり、漁業の発達のためにはそれがよくある、こういうふうなお考えです。それでございます。

○政府委員(村田三三三) そのとおりでございます。

○藤野繁雄君 どうもこれはこつちが先議だもんだから逐条的にやっています

ますから……。十一條の三項、これは改正ではないのだけ六十ページ、但し、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、これはどんな意味ですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 漁業協同組合は若干農業協同組合と異なる点がございまして、実はほかの組合員以外にその組合を利用するといふものなら、他の協同組合の組合員がその組合へ入って参りまして、そこでその組合の施設を利用して魚を揚げ、あるいは販売するといふふうなことが多くございまして、そこで、そういうふうな一事業年度においてその組合の組合員、それから他の組合の組合員が利用する、これはもちろんいい。それ以外の者で利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度におきまして組合員及び他の組合の組合員が利用し得る事業の分量の総額をこえてはならない、そういうふうな組合員だけでなくて、他の組合の組合員もその組合と同じような事業を利用する、そういう組合員以外の者が利用するのを制限する、こういうふうな考え方でございます。

○藤野繁雄君 次は十七條の二項、前項の規定による組合が漁業を営むものについては、このように書いてあります。それでは、これは前の場合には、「漁業協同組合」であつたのを「組合」といふものに改められたところの理由はどこにあるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この十七條の規定は、漁業協同組合が漁業を自営する場合の規定でございます。実はこれは前の法律の場合に漁業協同組合と書く必要がなかったわけでございます

するが、その誤りを訂正したというよりなことでございます。

○藤野繁雄君 そうするとこの「組合が」といふのは、漁業協同組合という意味ですか。

○説明員(林田悠紀夫君) これは漁業協同組合という意味でございます。補足して御説明を申し上げますと、第二章に「漁業協同組合」という条文が出ておまして、そうしてその第十一條に漁業協同組合の「本章及び第四章において「組合」といふことになつておられるわけでございます。それで十七條におきましては、十一條で「組合」といふことになつておられるわけでございますから、「組合」と書いておいたのを「漁業協同組合」と書いておいたわけですね。それで今度は「組合」といふふうに訂正をいたしたわけでありまして。

○藤野繁雄君 そうしてそこに「組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする」と同意であつたら、書面による同意でなくていいのじゃないですか。どうして書面による同意が必要ですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この漁業協同組合が漁業を自営するといふことは、組合員にとりまして非常に重要な問題であるわけでございます。と申しますのは、漁業協同組合は漁業権を持つといふこともございまして、やはり経済団体としてやるといふことが、この漁業協同組合の使命と申しますが、その職務であるわけでございます。そのほかに漁業協同組合がみずから漁業を営むといふことができるように十七條で規定しておられるわけでございます。しかし、みずから漁業を営むという場

合に、その組合が営む事業、漁業だけに没頭いたしまして、ほかの経済事業をおろそかにするというようなことも、その結果として出てくるような場合も非常に多いわけでありまして、それで組合員の利害に關係するところがきわめて重大なわけでございます。それで、特に自営をやろうという場合におきましては、「組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする」というふうに厳格に規定いたしました。他の組合員との利害關係が重要でございますから、厳格に「書面による同意」という規定をしたわけでございます。

○藤野繁雄君 そういふふうなことであれば、組合員の三分の二以上が出席して満場一致で決定したのも同じじゃないですか。とにかく総会で決議することができない、書面でもやらなくちゃできないという理由がどこにあるか、書面によらなくてはできないという理由が聞きたい。たとえば組合員の全員が出席して満場一致で可決したとしたらば、それが一番いいじゃないですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この組合員と申しておりますのは、実は正組合員だけでなくて准組合員も含んでおるわけでございます。それで、特に漁業権の問題とか、あるいは漁業を自営するといふふうな問題の場合におきましては、単に正組合員でなくて、准組合員の意思も十分尊重しなければいけません。この点も考慮しまして、組合員の書面による同意ということにしたわけでございます。

○藤野繁雄君 そうすると、この組合員は准組合員も含むというのは、どこに法律に規定してありますか。

○説明員(林田悠紀夫君) これは組合員を分けまして、正組合員と准組合員にしておりまして、正組合員のみが決議ができるということになっておるわけでございますが、特に断わってない条文におきまする組合員と申しますのは、すべての組合員をいうということでございます。

○藤野繁雄君 そうしたら、正組合員と准組合員の三分の二以上あるいは全部が病氣その他で万やむを得ないものだったならばあれだけれども、三分の二以上出席満場一致で決定したら、それでいいじゃないですか。とにかく書面による決議、同意というのをしなくちゃできない理由なんですか、結果は同じじゃないですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 確かに先生の仰せられるとおりであると存じますが、やはり非常に組合員の利害に關係するところが大きいというふうな点から、厳格を期する意味におきまして、書面を残しておこうというふうなことを考えまして、書面による同意ということにしたものと存じております。

○藤野繁雄君 それからこの十八条の第五項。それに「組合は、前四項に規定する者のほか、左に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者とする」ことができる。こういうふうな特例を設けられた理由はどこにあるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) これは組合員の資格をきめてある条文でございますが、この前の第一項におきまして、正組合員の資格をきめておるわけでございます。それでそのほかに、決議あるいは選挙権を持つておりませんが、

組合員として次のようなものを入れておるべきであらうというものを、特に准組合員としてここに規定した次第でございます。

○藤野繁雄君 五十六条、剰余金の配当の關係なんですか。これによって見るという、一番最初に準備金を取らなくちゃできない。その次に繰越金を取らなくちゃできない。その次が配当金、利用の分量配当、こういうふうな順序になっているようですね。この繰越金を準備金の次に取らなくちゃできない理由は、どこにあるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この五十五條の第四項におきまして、十一條一項十号の事業の費用に充てますために、「毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ」ということになっておるわけでございます。その次に、五十六條におきまして、準備金をまず控除いたしまして、それから次に五十五條の定めする事業に必要な翌年度への繰越金を控除いたしまして、しかる後に剰余金の配当をするということにしている次第であります。

○藤野繁雄君 繰越金の額は、今お話しのとおりに定めてあるのだから、ここで準備金の次は繰越金だということをしなくちゃ、繰越金を取ったらいじやないですか。できるならば、配当金及び特別配当金をやると、足らない場合においては繰越金を優先的にしなくちゃできないというふうなことで、ちよつと剰余金配分の順序が違つておるのじゃないかと思う。これはもとの法律がそうなつておるのを、今ここで僕が議論したつて同じということになるかわらぬけれども、私から言え

ば、まず準備金を取り、それから配当金、繰越金が少くないようであつたら配当金の率を少なくする、あるいは配当金をなくするといふようなことをしてでもいいのだから、初めから繰越金を控除しなくちゃできないということをして法律に書くのはおかしいじゃないかというふうに思ふ。

○説明員(林田悠紀夫君) これは農協法におきまして同じような規定をいたしているものと存じておりますが、特に十一條の一項の十号に規定してあります水産に關する技術の向上とか、あるいは組合員の知識の向上をはかるための教育、そういう指導事業につきまして、経済事業のほかに、特にこれを重要視しまして、そのための繰越金といふものを毎年確保していこう、こういうふうなことを考えまして、そのために特に準備金の次に繰越金の控除を規定して、しかる後に剰余金を配当をするといふような構成にしているわけでございます。

○藤野繁雄君 そうすると、今度は事業分金に対する配当といふものは、損益計算に計上してでもいいんでしょ。これだけは事業分金の配当を割り戻したといふことになれば、剰余金になつてこないのです。僕の知っている範囲内においては、事業分金に対する割り戻しといふものは、剰余金配分の前に割り戻して、それだけ剰余金を少なくしてでもいいと、こういうふうな經理をやつた覚えがあるのですが、だから、事業分金に対する配当といふものは、ここに、こういうふうにして書いておる、剰余金の前に割り戻しをすればいいんであつて、それを損益計算的に損になつてくる、それだけ剰余金が少

なくなつてくると、こういうふうなこともなると思つておるものであります。私の聞きたいのは、こういうふうなことなんですよ。準備金は絶対的に取らなくちゃいけない、繰越金も取らなくちゃいけない。繰越金は取らなくちゃできないが、繰越金を取るのは、配当することが出来る金があつたらば、配当後に繰越金にするというのが經理の原則じゃないですか。あるいは別な言葉で言つたらば、配当金はしないでも、特別配当金はやつていいと、配当しなくちゃ、特別配当は絶対的にできないと、こういうふうなことに解しておられるのですか。その特別配当金と配当金の前後……

○説明員(林田悠紀夫君) 五十六條一項におきまして、繰越金というふうな規定してあるわけでございますが、この繰越金は、指導事業のための、むしろ準備金的な性格を帯びておるものでございまして、そのために、これを優先させるという規定をしておるものと存じます。

○藤野繁雄君 それから、さっきもちよつと僕が質問したのに関係があるのだが、五十六條の第二項には、「年八分以内」と書いてあるのですね。それから八十五條の第二項のほうには、「年一割以内」と、こう書いてあるわけですね。そうするといふと、さっきも、これは、事業をやるからというふうなことで、そんなことを言つたのであります。年八分と年一割と區別されたところの理由はどこにあるのです。

○説明員(林田悠紀夫君) 普通の漁業協同組合の場合におきましては、現行法におきまして、剰余金の配当は年五

分をこえない範囲内においてやらなければいかんということになっておるわけでございます。今回の改正案におきまして、「年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内」というふうにふやしたわけでございます。生産組合におきましては、現行法におきまして、一割以内ということになっておるわけでございますが、生産組合は、もっぱら漁業を行なうための組合でございます。漁業を行なうために漁業者が集まりまして、生産組合を作るといふものでございます。したがって、資本の役割というものが非常に大きいわけでございます。やはり資本に対する配当というものを、普通の漁業協同組合よりは大きく考えなければいかぬというふうな見地から、現行法におきましては、これを生産組合については一割にいたしまして、一般の漁業協同組合については五分にするというようにしているわけでございます。ところが、一般の漁業協同組合の五分という配当につきましては、必ずしも現在の情勢に適していない、何とかこれを引き上げていかなければ増資のほうにおきましては、これと比べると、これより少ないことがございまして、これを一割まで上げたかどうかというふうなことも考えたわけでございます。が、農業協同組合法の改正案におきまして、八分ということになっておりまして、一般の組合の規定しているところに従いまして、大体八分以内というところで、三分引き上げる、さようなことにいたしましたわけでございます。

○藤野繁雄君 次は八十一條。これは漁業生産組合です。「組合の営む事業に常時従事する者の二分の一以上、

これはさつきもお話があったが、こういふふうに「三分の二以上」を「二分の一以上」に改められたところの理由を、さらにあらためて伺いたいと思います。

○説明員(林田修紀夫君) 現行法が「組合の営む事業に常時従事する者の三分の二以上は、組合員でなければならぬ」というのを今回緩和いたしました。して「二分の一以上」というような規定をしていくわけでございますが、これは最近漁村におきまして、次第に労働条件がむずかしくなつて参りました。常時三分の二以上を組合員で確保しなければならぬというところは、非常にむずかしくなつて参つていくわけでございます。したがって、今回からは、今後におきまして、漁業生産組合というものを助長していくということから考えましても、あまり厳格な規定をしておりましたならば、漁業生産組合がでないというふうなことになるというので、これを二分の一以上というように緩和をしたわけでございます。

○藤野繁雄君 次は八十二條ですが、旧法の第二項を抹消せられた理由はどこにあるのですか。

○説明員(林田修紀夫君) これも漁業生産組合の条件緩和でございます。が、現行法におきましては「一組合が有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の平均出資口数の二倍をこえてはならない」というように、各自が出し合います資本を厳格に規定しておつたような次第でございます。しかし、漁業生産組合は漁業を営む組合でありまして、資本は多いことが望ましい次第でもありますし、今後、

相当資本を多くして漁業を営んでいくということが必要でございます。その中で、こういうふうな厳格な規定を省きまして、緩和をして「出資一口以上を有しなければならぬ」ということのみにした次第でございます。

○藤野繁雄君 そうするとうと、組合の出資のたとえ十分の九まで一人が持つてゐる。残りの者が十分の一を持つてゐてもいいのですか、この規定からいへばそれが可能になりますか。

○説明員(林田修紀夫君) これは第八十二條の二項に「組合の総出資口数の過半数は、組合の営む事業に常時従事する組合員によつて保有されなければならぬ」ということに規定をいたしておりますので、これでそういうことは防げるということを考えております。

○藤野繁雄君 それではそこはわかったが、そうするとうと、「組合の総出資口数の過半数は、組合の営む事業に常時従事する組合員によつて保有されなければならぬ」ということと、これとあれば、これは常時従事しないところの者が半分以内であつたら持つてよろしいというふうなことになるのですか。それでそういうふうなもの、たとえばどういふふうなものなんでしょう。常時従事せずして出資を出すという人は、

○説明員(林田修紀夫君) これは、組合の営む事業に常時従事していない者というものは、常時と申しますのは、大體その事業に年間携わつておるという者でございます。が、そういうふうに年間携わらずに、あるときだけに従事するといふような者もありますし、あるいは常時まあ全然従事しないといふような者も考えられるわけでございます。

るが、資本を集めようとするために、常時従事する組合員によつて過半数は持たせまして、それ以外の場合には、その他の者に持たしても差しつかえないといふような見地からこういう規定をしておるわけでございます。

○清浦俊英君 今の説明の、その他といふのはどういふものか、具体的にみるとわかるようにしておかないと……

○説明員(林田修紀夫君) 漁業生産組合の組合員たる資格というものは、七十九條に規定してありまして、「漁民であつて、定款で定めるもの」ということになっておるわけでございます。それで漁民でありましたならば、常時従事していただくも、その組合の営む事業に常時従事せずに一時的に従事する者、あるいはその組合の営む事業に全然従事しない者、そういうものは含まれるわけでありまして、

○藤野繁雄君 次は、第百條の十四三項、これで見ますとうと、百三十四六ページ、役員選挙の、これによつて見ますとうと、「役員若しくは総代」とあるのは「総代」に読みかえらうと規定なんです。そうすると一体、「役員若しくは総代」を「総代」に読みかえらうと規定はどこにあるのです。役員選挙は総代会でやつて差しつかえないというふうなことになるのですか。

○説明員(林田修紀夫君) この場合におきましては、総代会においては役員と総代を選挙できないというようにあります。の、総代を選挙できないことにしまして、役員は選挙できるということにしたわけでございます。

○藤野繁雄君 それは総会を開いて総代を選挙するでしょう、総代会で総代

は選挙できないから。そうすると、総代を選挙するといふようなことであれば、総代よりも重要な役員を総代会で決議するといふのは、おかしいじゃないですか。だから役員及び総代というものは、総会で選挙するのだと、組合員数が多いために総代会を開くことができないといふことだつたらば、一人が代理するところの委任権を拡大したならばいいじゃないですか。僕は過去において数千人の組合員を擁する組合の経営をやつたことがありますが、総代会でいろいろのことをやつて、いふことと悪いことといふところがあるので。だから、少なくとも役員選挙といふようなものは総代会ではなくて、総会で選挙する、それで、ある人間が集まらないといふことだつたらば、現在においては二人はできない。あるいは一人はできないといふのを、十人までいいとか、十五人までいいとか、その組合員の数に応じて、委任状においてやつたらばいいのじゃないですか、原則として僕は役員のように、組合経営に重要なものを総代会で選挙ができるというのをおかしいじゃないか、過去において悪例があつた事実を、御調査になつたことがありませんか。

○説明員(林田修紀夫君) これは漁業共済会の役員選挙の規定でございます。共済会は正会員数が御承知のように二千近くに及んでおるわけでございます。それで、それだけ全部集めるといふことはなかなかないへんでございまして、したがつて、まず総代を選ん

で総代会を作り、そして、その総代会において役員を選挙できるようにしよう、こういうことを規定したわけでございます。おっしゃいますように、

役員選挙というものは、非常に重要な問題でございますが、全国の漁業協同組合員を会員にします共済会でございますので、こういうふうな特に総代会によりまして役員選挙ができるという簡易化をある程度はかつたわけでございます。

○藤野繁雄君 だいぶ時間がたったから、百二十三条の四、これは他の協同組合もあることだが、行政庁は、出資組合又は共済会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならぬ。こう書いてあるのではありませんか。実際にこれを実行しておられますか。また実行する予算措置が講ぜられておりますか。

○説明員(林田悠紀夫君) 毎年やっております。

○藤野繁雄君 そうするというと、毎年全部のものをやっておられるということであつたらば、今はやっていると、思われないけれども、私の知っている範囲内において漏れているものがないかあるように思いますがね。ほんとうにやっておりますか。

○説明員(林田悠紀夫君) 全部はやっていないわけですが、大体六、七割はやっております。

○藤野繁雄君 やっておられるとしたらば、現在漁業協同組合なんかで一番困っているのは、融資の問題なんです。上の方から流れてくるけれども、漁業協同組合、あるいは漁信連でとどまっています。結局金はあるけれども、実際の漁民にまで行っていないというのが実情なんです、私どもの知っている範囲においては。そういうような場合においては調査された結果を持って

帰られたならば、その組合に対して金が流れるような方法を講じていかなければならぬが、そういうふうなことに一つ、二の具体的例をお示し下つたならば幸いと思つております。

○説明員(林田悠紀夫君) この常例検査をいたしましてその結果、その組合ごとに、どういふ点について問題があるかという点を指摘いたしまして、それについての、あるいは指導をいたしたり、あるいは回答を求めたりいたしておるようなわけでございまして、特に信連から貸付資金についてどういふ指導をしたかという点につきましては、あとで、必要がございましたらば、資料として提出いたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君 これでおしまひです。百二十三条の第三項を読みますと、「健全な運営を確保するため必要がある」と認めるときと、こう書いてあるが、また一方の二項においては、「違反する疑があると認めるとき」、この二つはどういふふうに関連しているのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) この百二十三条の「業務又は会計状況の検査」で、先生のおっしゃいます二項は、通常、認定検査というように申しております。定款あるいは規約、もしくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときに検査をするわけでございます。それで、この第三項で新しく設けましたのは、この認定検査のほかに、共済会が共済掛け金を徴収いたしまして共済事業をやっておるといふような、非常に経済的に重要な事業をやっておりますので、その事業の健全な運営を確

保しますために必要であるというようにときは、いつでも業務または会計の状況を検査することができるといふようにいたしまして、違反する疑いがあるという場合に初めて検査するのでなくて、いつでも検査できるというふうなことにして会員の利益をはかる、こういうことにした次第であります。

○藤野繁雄君 今お話しのとおりですね、組合の健全な発達をするためには監督が必要だ、そしてますます監督を強化していかなくちゃならない。監督をしていくと同時に、すべての組合が経営が成り立つようにならなければならぬ。また、監督を厳重にした一方においては、これに特典を与えなければいけない。こういうことから考えていって見ますと、水産業協同組合共済会というふうなものに現在法人税がかかっておられますね、将来において水産業の発達をはかるためには、漁業協同組合その他の組合の発達が必要だ。必要であればそれを共済するところの共済会の仕事というものは重要である。この重要なところの公的行為をやっているところのものを法人税を付けているというところはおかしいじゃないか。だから将来において少なくとも水産業協同組合の共済会には法人税を免除するといふような考えがあるかどうか、これを最後にお伺ひしたいと思います。

○説明員(林田悠紀夫君) 共済会は御説明のように、非常に重要な仕事をやっておりますので、それで特に国といたしましては、この漁業共済について、試験実施のための費用を、共済会に委託して、補助をしております。また漁業共済が赤字を出しましたらば、毎年国庫債務負担行為をいたしております。これに補てんをするといふようなことをやっておる次第でございます。しかし、そのほかに火災共済と厚生共済と別にやっておるといふようなこともございまして、法人税は一般の法人よりも低くしてかけておるといふことになっておるわけでございまして、やはりこれは漁業協同組合とか、そういう他の法人との関係もございまして、法人税の軽減並びに免除につきましては、今後相当検討しなければいかぬというように存じまして、十分検討をさせていただきます。

○委員(堀原茂雄君) 暫時休憩をいたしまして、午後一時二十分からは再開をいたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時五十二分開会

○委員(堀原茂雄君) 委員会を再開いたします。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第一〇四号)を議題といたします。

本案につきましては、提案理由の説明及び補足説明等はすでに聴取いたしました。また、本案は、去る十六日、衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○藤野繁雄君 競馬法によつて見まするといふと、競馬を行なうことができますものは、日本中央競馬会、それから都道府県、指定市町村と、こういうふう

に三つに分かれています。そこでお尋ねしたいのは、現在、競馬をやっている市町村であつて、その市町村のある都道府県で競馬をやらない都道府県があるかどうか。あるとするならば、どこか。お尋ねいたします。

○政府委員(森茂雄君) 現在、施行者は、都道府県が十八でありまして、指定市町村は百三十五であります。したがひまして、開催している都道府県の数は、北海道以下十八であります。開催していない都道府県が二十八。それから開催していない都道府県のうち、府県みずから開催しないが、管下の市町村が開催している府県が九。全く開催していない、その管下でも、府県自身も開催していない府県が十九ということでありまして、九足十九で、開催していない都道府県は二十八、開催している府県は十八、こういうことであります。したがひまして、府県みずから開催していないが、管下の市町村が開催している都道府県は九つでありますので、開催している都道府県と、府県みずから開催しないが、管下の市町村が開催している都道府県九を合わせますと、競馬に係る都道府県は二十七になるわけであります。全然競馬に係らない府県は二十八であります。

○藤野繁雄君 今のは僕の質問に答えにならないよ。市町村が競馬をやつておつて、その市町村がある都道府県で、競馬をやつていない府県は、どこ県とどこ県かと、こう尋ねているので

○政府委員(森茂雄君) 非常に失礼いたしました。市町村が開催している都道府県で府県みずから開催していない

目上がついて、この用途に使用するものも都道府県の自由ですか。

○政府委員(森茂雄) 私どもは、いまは、法文の文面ではこういうことである。自由であります。

現在都道府県で収益の充実状況は、主として一般公益的に使っておりますが、今後につきましては指導上特に、たとえば消費都市におきましても冷蔵庫、あるいはその他畜産振興に関する産地と都市との取引関係で充実することを要するものでありますので、指導としましてはできるだけ畜産振興に充て、残余の分については、この社会福祉その他の公益的な方面に集中していきたい。単に都道府県の財源補充のために、抽象的に使うということではなくて、二十三条の三の規定を置いたわけでありす。

○藤野繁雄 具体的に、畜産振興というのは、具体的にどんなことですか。

○政府委員(森茂雄) たとえば保管、冷蔵施設、あるいは畜産の生産物が処理される屠場、市場施設、あるいは畜産の消費宣伝というような、何とい

いますか、消費都市におきます畜産振興に付しましては、そういう面でありす。産地の畜産振興については、もつと畜産の酪農、あるいはその他の畜産の生産面について、主として充てられると考えております。

○藤野繁雄 そうすると、その次に、二十三条の四、地方競馬全国協会で、「馬の改良増殖その他畜産振興に資する」と、こう書いてある。そうすると、馬の改良増殖というのは、どんな馬をやるのであるか、競馬であるか、鞍馬であるか、駄馬であるか、それをどういうふうに改良増殖しようとするか、

思っておられるか、それを承りたいと思っております。参考資料の7の競走の馬の教から見てみると、だいたい、これは競馬の馬の種類が書いてある。競馬の奨励であれば競馬であるが、ここに「馬の改良増殖」と書いてあるが、鞍馬であつたらば、あるいは鞍馬であつたらば、現在においては、車、自動車というふうなものの変りつつあるようなことですから、この「馬の改良増殖」という意味がわからない。どういうように馬の改良をやるのか、ですか。

○政府委員(森茂雄) 協会の業務といたしましては、一つあるわけでありす。一つは、公営競馬の施行のために、馬主、馬の登録、騎手の免許あるいは騎手、審判員の養成でありまして、第二十三条の二十二の一号から四号までの仕事でありす。もう一つ、各地方から吸い上げた交付金、予定してお

りますのは約三億前後でございます。これは、その金の充実に問題でありす。これは、特別に特別勘定を設けまして、馬の改良増殖その他一般の酪農振興その他畜産に全面的に充てようというわけでありす。特に、例示的に、馬の改良増殖を引っぱり出してありますけれども、現在の馬の頭数は、戦前と違ひまして、著しく、三分の一ぐらひは減退いたしました。ただ、北海道、九州その他東北地方におきましても、相当農耕馬の農事関係は、十分使用されておる関係もございます。そういう意味におきまして、馬の、何といひますか、飼育、改良増殖関係につきま

して、補助を、都道府県におきまして、各地の実情に応じて、申請があつた場

合において、その内容を審査いたしまして、そうして、農耕馬の改良増殖等に、都道府県の認定で推薦があつたものにつきまして、交付しようとする、このわけでありす。

○藤野繁雄 そうすると、この馬の改良というものは、競馬と農耕馬という二つに分かれますか。

○政府委員(森茂雄) この全国協会の畜産振興費の特別勘定の分については、馬に限らず全部畜産振興でございますので、特に馬に關しては、競馬と全然関係なく、一般畜産振興に充てるうちの一事例でございます。

○藤野繁雄 そうすると、その次に「馬の改良増殖その他畜産の振興」と書いてある。この「畜産の振興」と二十三条の三の畜産の振興とは、どういふふうに違つておりますか。

○政府委員(森茂雄) 二十三条の三の「畜産の振興」と二十三条の二十二の協会の仕事の「畜産の振興」とは全然同一であります。競馬の公正をはかる、あるいは馬の登録、騎手の免許等の競馬に關する事業は、協会として一本でやります。これは全然別個な「畜産の振興」という言葉に含んでない仕事でございます。

○藤野繁雄 それで二十三条の三も二十三条の四も「畜産の振興」は同一であるという場合において、地方からは振興の助成や何やらしてもらおうと、あるいは地方のほうで畜産の振興をやろうというところになれば、両方のものが協議して、そうしてこれは都道府県がやるのだ、これは全国協会がやるのだという打ち合わせのもとにやられるのであります。この両者の関係がどういふふうになってい

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

○藤野繁雄 地方競馬全国協会です。○政府委員(森茂雄) 馬及び馬主の登録あるいは騎手の免許、騎手の養成、訓練あるいは審判員の訓練等地方競馬を公正に実施させていこう、そういうためには、現在では連絡機関として、全国施行者協議会がございます。が、現在におきましては、各府県の馬交流あるいは騎手交流がひんぱんになつておりますので、これをしっかりと一つ一つの機関で統一をいたしまして、一例をあげますれば、一府県で騎手の免許取り上げが行なわれた、あるいは不法行為がありまして、免許を拒否されたということでありす。は

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

○藤野繁雄 地方競馬全国協会です。○政府委員(森茂雄) 馬及び馬主の登録あるいは騎手の免許、騎手の養成、訓練あるいは審判員の訓練等地方競馬を公正に実施させていこう、そういうためには、現在では連絡機関として、全国施行者協議会がございます。が、現在におきましては、各府県の馬交流あるいは騎手交流がひんぱんになつておりますので、これをしっかりと一つ一つの機関で統一をいたしまして、一例をあげますれば、一府県で騎手の免許取り上げが行なわれた、あるいは不法行為がありまして、免許を拒否されたということでありす。は

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

○藤野繁雄 地方競馬全国協会です。○政府委員(森茂雄) 馬及び馬主の登録あるいは騎手の免許、騎手の養成、訓練あるいは審判員の訓練等地方競馬を公正に実施させていこう、そういうためには、現在では連絡機関として、全国施行者協議会がございます。が、現在におきましては、各府県の馬交流あるいは騎手交流がひんぱんになつておりますので、これをしっかりと一つ一つの機関で統一をいたしまして、一例をあげますれば、一府県で騎手の免許取り上げが行なわれた、あるいは不法行為がありまして、免許を拒否されたということでありす。は

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

○藤野繁雄 地方競馬全国協会です。○政府委員(森茂雄) 馬及び馬主の登録あるいは騎手の免許、騎手の養成、訓練あるいは審判員の訓練等地方競馬を公正に実施させていこう、そういうためには、現在では連絡機関として、全国施行者協議会がございます。が、現在におきましては、各府県の馬交流あるいは騎手交流がひんぱんになつておりますので、これをしっかりと一つ一つの機関で統一をいたしまして、一例をあげますれば、一府県で騎手の免許取り上げが行なわれた、あるいは不法行為がありまして、免許を拒否されたということでありす。は

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

○藤野繁雄 地方競馬全国協会です。○政府委員(森茂雄) 馬及び馬主の登録あるいは騎手の免許、騎手の養成、訓練あるいは審判員の訓練等地方競馬を公正に実施させていこう、そういうためには、現在では連絡機関として、全国施行者協議会がございます。が、現在におきましては、各府県の馬交流あるいは騎手交流がひんぱんになつておりますので、これをしっかりと一つ一つの機関で統一をいたしまして、一例をあげますれば、一府県で騎手の免許取り上げが行なわれた、あるいは不法行為がありまして、免許を拒否されたということでありす。は

か、お尋ねしたいと思つてあります。○政府委員(森茂雄) 農林省といひましては、大体、今後の体制はどういうことになるかといひますと、東京、神奈川、千葉、埼玉あるいは関西地方の一部の収益の金が、全国協会に参るわけでありす。すなわち収益金は一回開催六千万円以下の県からは、吸い上げをやらぬわけでありす。したがひまして、そういう主要消費都市の競馬の収益金が全国協会に上がつてくる。その金を主として何といひますか、大きい県でないその他の県に分けるわけでございますが、それは都道府県の知事の意見も伺ひまして、そして国で予算を組んだもの、あるいは都道府県を通じてあるいは都道府県自身が補助している、こういう以外のものについて、上積み的に、神奈川に都道府県から申請があつた場合に補助しよう、こういうわけでございます。

○藤野繁雄 地方競馬全国協会です。○政府委員(森茂雄) 馬及び馬主の登録あるいは騎手の免許、騎手の養成、訓練あるいは審判員の訓練等地方競馬を公正に実施させていこう、そういうためには、現在では連絡機関として、全国施行者協議会がございます。が、現在におきましては、各府県の馬交流あるいは騎手交流がひんぱんになつておりますので、これをしっかりと一つ一つの機関で統一をいたしまして、一例をあげますれば、一府県で騎手の免許取り上げが行なわれた、あるいは不法行為がありまして、免許を拒否されたということでありす。は

○農務部 それから二十三条の十二、役員の問題です。これに地方競馬全国協会には役員として会長、副会長、理事、監事というふうなものを置くようにしているが、一体この役員は農林大臣が任命されることになっているが、どういふふうな方針のもとに役員の任命がされるのですか。

○政府委員(森茂雄) これはやはり政府設立の特殊機関でございますので、公正運営を期す立場で職務をするわけであります。そういう意味におきまして、ごらんなる方が認可を受けて任命をされるというのを期待いたしておるわけであります。

○農務部 引き続き人というが、全く外部から入れるのであるか、あるいは内部から入れるのであるか、それはつまり地方競馬をやっているものからとられるのか、あるいはその外部からとられるのかという質問なんです。

○政府委員(森茂雄) 現在地方競馬を開催しておりますのは都道府県と市町村であります。都道府県で、たとえばそういう事業関係で相当練達の方がおられて、そしてそれが皆さん方の各競馬に参加しております。いろいろの関係の方で、相当評価があるというふうになりますと、やはり農林大臣としてはそういうふうな方が理事として任命されることになるかと考えておるわけであります。

○農務部 大体においてもうこれは法律ができた上からばず成立するのだから、その場合において、一体直接関係者から選ばれる考えであるか、学識経験者として外部から入れる考えであるか、とそこなんです、尋ねておるところは。

○政府委員(森茂雄) この全国協会の仕事は二つあるわけであります。一つは、公正競馬をやっていく意味からいいますと、そう言っちゃ何ですけれども、今までいろいろ過去の経過において不適当であったとか、競馬の不正が行なわれたとか、またその反面、いろいろ公共団体の職員等でも十分経験的にうまう競馬を施行していくために努力した方々があると思うのであります。公正競馬をやっていくために、後者のような方々……もう一つは、協会の仕事は、約一億足らずに對する、三億以上のものを、畜産振興の交付金を配る責任者であるわけであります。もちろんそれは都道府県の意見を聞いて農林大臣がその事業計画を指示して配るとはいえ、やはり各府県の畜産関係、畜産振興等に十分見識ある方が必要だと思つておるわけであります。そういう二つの仕事でそれぞれ分野は分かれますけれども、二つを受け持つて会長、副会長ということになりますと、そういうことに十分見識のある方ということになるわけであります。また、また一方、それぞれ内部では担当理事が分かれますと思つておるが、それぞれ担当理事の分野も全般的な畜産振興の問題と、それから公正競馬を施行するのにもう一つの仕事、それぞれ特別勘定に分かれるわけであります。が、もう一つの仕事の関係について十分ベテランであつて見識ある人格者が必要であると思つておるわけであります。そういう関係で選ばれるのが事務当局としては適當と考へておるわけであります。

○農務部 それでは評議員の問題で、二十三条の二十一に、評議員は、二十五人以上と書いてある。そうしてその評議員は、「関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する」と書いてある。一体これは行政機関の職員と学識経験者とはどういふふうな率で任命される御予定ですか。

○政府委員(森茂雄) 現在、評議員の二十五名の任命について何名を学識経験者、何名を行政機関の職員とすることと定めてはおきませんが、このきめた趣旨は、競馬を施行している都道府県に公正競馬をやつてもらつてという意味におきまして、馬の登録、騎手の訓練あるいは免許等をやる関係もございまして、また一方におきまして、やはり全般的な畜産関係の交付金を、主として競馬をやつていない各府県に配るという仕事がございますので、それらの関係の学識経験を有する者というふうに考へたわけでございます。その意味におきまして関係行政機関の職員というふうになりますれば、現在主として競馬をやつております都道府県のうち、それから学識経験というものは、それらに限定しないで広い意味の畜産振興等をも考へまして規定いたしましたわけでございます。二十五名のうち何名ということは、それは、いろいろ人選の上でそれぞれ適格者がきまつてくる、こういうことで、あくまで公正な競馬の実施と、それから畜産の振興と、こういう基本に沿つて十分全国協会の事業計画をいろいろきめるにつけて、評議員会の意見を聞く規定になつておりますので、りっぱな方が選出されることを期待しておるわけでございます。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○農務部 次は、公営事業に関する現行制度と今後の基本的方針についての昨年の七月二十五日の答申によつて見ますと、その最後の付記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため徹底的に、検討する」という答申が書いてあるが、この競馬法の改正を見ても、そういうふうなことが現われていないような気がするが、この答申に基づいて経理を円滑にするため、徹底的に検討された結果、どこをどういふふうな改正されたか、お伺いしたいと思つておるわけである。

○政府委員(森茂雄) 中央競馬会は、昭和二十九年の改正といひますか、によつて設立になったわけでございますが、その経理関係等につきましては、剰余金、国庫納付金等の関連におきまして、あるいは中央競馬会の何といひますか、会社経理的な面もあつておつたわけでございまして、終戦前までは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が大部分その財産を持つておつたのでございまして。終戦後になりましたら、これを都道府県が接収いたしました。都道府県が持つておる場合が非常に多いわけでございます。掲げられました三十八の競馬場のうち、都道府県有として無償で馬匹組合あるいは馬匹組合連合会の所有を都道府県が接収した関係上、都道府県が持つておる場合が十一で、非常に多いわけでございます。こういうわけで三十八の地方競馬場がございまして、大部分十一のものにはこれはほとんど戦後、現在の競馬法が施行される前に、民間の、無償で都道府県に接収されたものであります。

○清澤俊英君 戦後ね。

○政府委員(森茂雄君) はあ。

○清澤俊英君 そこでですね。表の第五ページの中で、中央競馬会が所有しているものはどここの四カ所ですか。

○政府委員(森茂雄君) 札幌と函館と新潟と宮崎であります。

○清澤俊英君 いつも中央競馬をやる府中はこの四カ所ですね。府中は東京都の所有ですか。

○政府委員(森茂雄君) 中央競馬会では全国十二カ所でございますが、府中は中央競馬会所有であります。ただいま三十八競馬場を掲げてありますのは、地方競馬——都道府県あるいは市町村が開催している、使っておる地方競馬場であります。

○清澤俊英君 私の聞いているのはそこじゃないんですね、第五ページは「競馬場(中央競馬)」と、こうなっているんだ、それが十二あるでしよう、そのうち中央競馬、いわゆる国がまだ持っておりますものは札幌、函館、新潟、宮崎だと言っているでしょう。

○政府委員(森茂雄君) 第五ページに中央競馬の競馬場十二カ所掲げておりますが、そのうちで中央競馬会が持っております競馬場は中央競馬場ただ一つであります。

○清澤俊英君 そうしますと、そのところですね、中央競馬会というものが四になっているんです、その四カ所が札幌、函館、新潟、宮崎だ、こう言われる。持っておりますのは一つであって、ここへきて持っているのが四だということ、あの差引十一から四を引いた七カ所は、これは何だと、そういう数字が出てきそうな気がしてしうがない。その七カ所は何になるんですか。

すか。その七カ所がどうも考えてみますと、総数からいうと府県所有の十一のうちへ入っているんじゃないか、このう思われる。

○政府委員(森茂雄君) どうも表の作り方が清澤さんが誤解になったように……。

○清澤俊英君 誤解じゃない、私はわからぬから聞いておる。

○政府委員(森茂雄君) 中央競馬の五ページにある分はほとんど全部中央競馬会所有であります。したがって、十一競馬場は中央競馬会が所有いたしまして、中央競馬場だけは株式会社地方競馬場の関係でございますが、三十八のうち四競馬場は中央競馬会が地方競馬場として使用させておる分でございます。

○清澤俊英君 わかりました。そうすると、この第六ページにあるのは俗に言う中央競馬場と別なもので、別なものがあるに表になって出ている、そういうことなんですね、別なものなんですね、その別なものの中へ中央競馬場が四つ入っている、そういう御答弁なんでしょう、そう解釈してよろしいですか。

○政府委員(森茂雄君) 競馬場そのものの施設としては全然この四つはこの十二とダブっております。

○清澤俊英君 それでわかりました。それからさうかく表が出ましたから、藤野さんもお伺いしておられますが、なかなかめんどくさいです、これは後ほど表でいただきたいのですが、第八ページです、第八ページを見ますと、非常な額が三十六年のこ

ときは、総所得ですか、経費を除いて入っておるんですね、これは四百三十六億二千五百一十一万九千五百円です、こういう膨大な金が入っているんです。もちろんこれにはいろいろな経費やいろいろなものが入っているんでしょうから、今ここでべらべらとやらせてもわかりませんので、これは相当詳しく、ひとつこれがどう使われておるか、そうして最後にはどれくらゐのものがこの表に掲げられたいろいろな方面に使う金として、それがどういふふうに配分されているか、その配分はだれがするのかわかる、その配分はだれがどういふ形式でその配分をやっているのか、これをひとつ、ちょっと御迷惑だらうけど、だいぶん興味のあつた問題ですから、出していただきたい。一ぺんお聞きしたい、こう思っています。

○政府委員(森茂雄君) ちょっと迷惑ではございません。四百三十六億は全部の売上金でございます、明細は至急資料にして提出いたします。

○清澤俊英君 資料のはうは大体それで……。

そこで、急でありますけれども、ちょっとお伺いしたいのは、多分藤野さんのとみんな重複してやしないかと、思いますが、これは小さい問題ですけれども、私は要綱を見ております。藤野さんは法律でいわれていますが、要綱の第一の三の「前項の指定には、条件を附することが出来るものとす」とその条件、これが一点、それから第二点は、二項の市町村指定、これには現在、戦災地区の市町村で指定を受けておるものがあります。だから、こつち

の表にも出てくるが、そういうものは継続してずっとやられるのか、ここで一応打ち切つて、この法律によって新しくいろいろの区分に従つて指定市町村をお作りになるのか、この点を明確にしてみたい。

○政府委員(森茂雄君) 条件といふのは、たとえば経過的にも、あるいは市町村がやられていく、四十年の三月三十一日までやられていく、あるいは今後期限を付して新しく認める。今までは期限を付しておらなかったわけですから、指定されればなしたわけですが、今度は期限を付していくわけですが、その場合に、都道府県においてやられていくわけでございますけれども、職員が都道府県等で充実にございまして、現在の方法でもそれでございまして、今後といへども地方公共団体が自治法の規定によりまして競馬だけに限らずに一部事務組合の結成をやりまして、そうしてあるいは経費の関係を能率化していくと、開催の場合に、施行権は市町村が持つが、開催業務について自治法の規定によりまして一部事務組合を現在一部では結成しておりますが、その事務組合の結成あるいは加入、それから競馬場の使用あるいは回数というものをきめていくと、こういうわけで条件としても、公正な競馬をやっていくために都道府県と一緒になって実務はやっていくようにというところが、何年という期限のほかのいわゆる御質問の条件であります。

○清澤俊英君 もう一つ言っています。私のお伺いしているのは、現在戦災都市が災害都市として指定せられておるところは相当あると思ひます。そういうところのものはそのまま継続していきまうか。そうしてここに書かれたやつは新たに指定するものをいわれるのか。あるいはここで前のものも全部一応御破算にして、そうして全部を再指定せられる考え方なのか。これが第二です。

○政府委員(森茂雄君) 第二点の御質問を落としました。一応四十年まで、暫定的に、現在市町村が自主的にやめない、自分でやめない、やっていたい、こういう場合に認めるわけでありまして、そうすると、四十年の三月三十一日どうするかといふと、自治大臣が戦災等の都合で指定された、あるいは伊勢湾台風のような災害で指定せられたところの復興計画というものを精査いたしまして、現在まで指定しつづけておりました間が長いかつても、三、四年という間は長いですが、時間をかけて内容を精査いたしまして、そうしてどうしてまたやられるか、復興を必要とする、こういうことで自治大臣がやはり継続して指定する必要がある、こういうことを認めた場合に限るわけでありまして、したがって、二十四、五年ごろ戦災という事由で指定された事由の大部分のものは、事由が消滅になつていない場合が多いわけでありまして、そういう意味におきまして、必ず認められるというにはなりません。それがただ、なぜそれではここに新しく依然として規定を今度は本文のほうに置いてあるかといふと、今後発生される災害の場合に、都道府県が二十三条の規定で、畜産の振興、その他の災害復旧の規定まで置きまし

て、都道府県が開催して分けてやらう、これがまず第一段です。ところがやはり市町村としても、自分でやりたか。やって自分で利益を上げたい。しかもそういふ非常に希望が強いという場合でも、ほかの市町村等がやっている場合、あるいは都道府県の開催の分ける方にもよりますけれども、まあどうしても被害が激甚で、やはり分けてもらふのは不安だということ、都道府県、市町村がお話がまとまって、どうしてもこれは著しく災害を受けて、もう暫時でも、相当災害は、別の予算措置を高くして参りましたけれども、あつてもまだ足りないというところで、やむを得ず認めるという場合、穴をあけておきまして、どうしてもそれが適当だということ、都道府県知事も、市町村も合意がありますれば、そういう場合は災害の指定として新しく認める場合がある。かつ従来やっている部分についても、審査の上四十年三月三十一日以後も本条の本文の規定で認める場合がある。これは中の財政計画を洗ってそうして自治大臣がやはりそういう必要がある、こういうことで農林大臣と協議される場合に認められる、こういうことであります。ただ、その場合に期限が今度新しく付せられるわけでありませう。

○大森創進君 今の清澤さんの質問で大体わかりましたけれども、もう一回念を押しますが、そうすると、昭和四十年の三月三十一日までで大体原則的に昭和二十四年ごろに認められた市町村の開催というものはそこで打ち切りになる。だけれど、あれですね、どうしてもやっていたいというものについては認めるようになりますか。自治大臣が

その内部監査の結果認めてもよろしいということになりますか。それが、一つと、それから昭和四十五年あたりは、戦災はございませんでしようが、そうでない、何か異常な災害でも発生した場合、あるいは都道府県のはうと協議をして、そうして、新たに市町村の開催する義務というものを認める法律の規定でございませうか。

○政府委員(森茂雄君) 後段の質問の点は、そういうことがあり得る。ただし、開催の方法等はいろいろ条件がつけられる、かつ期限もつけられる。それから前段の御質問ですが、まあ大休常識的に言つてそうですけれども、いろいろ内部の復興計画、出されたとときの復興計画がまだ完了していない、こういう場合に認められる場合がある、こういうわけでありませう。

○大森創進君 もう一つ原則的なことをお伺いしますけれども、今度のこの法律の改正案を出した趣旨は、理由としてこれは拝見しました。そうすると、こういうことについてこの新しい法律を施行してやういふ場合には、都道府県や、市町村や、中央段階でなくて、いわゆる地方の競馬というものは、多くなるのか、少なくなるのか。

○政府委員(森茂雄君) 公営競技調査会の答申等にもありますように、現在の開催回数、開催回数は、現状以上にふやさないという原則になりますので、原則があります。その原則をわれわれは透徹するものでありますので、減りこそすれふえることはございませう。ただ、開催回数、各市町村、都道府県の組み合わせということになるわけでありませう。ふやすという考えはございませう。

○大森創進君 それから地方競馬全国協会ですか、こういうものをこの法律の施行に伴つて新しく設立することになるのですが、今まで以前の状態、相当の収益を上げていたそういう都道府県や市町村その他の主催団体が、全国的な任意的な連合体があつたのでしよう、今までに、そういうものの収益の分配とか、そういうようなものは把握しておられますか。

○政府委員(森茂雄君) 都道府県並びに市町村百三十五で任意の連絡機関が現在あります。それは全国施行者協議会と称しております。これは一部、何といひますか、開催等に関しましていろいろ連絡をしております。これは公正競馬が行なわれるように努力はいたしておりますが、現在非常に、協議会でありましてほんの小さな機構であります。ただ、現状といたしましては、たしか約六千万程度の寄付金を仰ぎまして畜産振興には二千五百万程度のものを配付しておる程度であります。非常に何といひますか、連絡的な協議会、こういうことであります。

○大森創進君 ただいま言われた寄付金六千万円というのは、地方の競馬開催主催団体から寄付を仰いでいるというわけですか。

○政府委員(森茂雄君) 各都道府県、市町村等から寄付を仰いでおるわけでありませう。寄付といひますか、施行者連絡的な会費、会費といひますか、そういうようなことでやっております。

○大森創進君 今度新しくできる権威のある全国協会というものは相当膨大な金を持つことになりませうが、その畜産振興のため、あるいは馬の改良増殖のため配分する金、その配分の仕方などというものは協会の役員、その協会の機関で民主的にきめるといふことになるのですか。農林省のはうは国全体の畜産振興という立場から示唆を与えることになるのですか。

○政府委員(森茂雄君) いろいろ評議委員会の意見は聞きますが、われわれはいたしましては、やはり競馬の沿革、歴史、それから競馬をやつていく趣旨からいひまして、ぜひ畜産振興を目的とするのが一部の目的でございませう。その点については農林省としては受け身というよりも積極的に都道府県がら意見が出ると思ひます。そういう意味において積極的に参画していく方針であります。

○大森創進君 そうするといふと、そういう問題については都道府県の意思というやつは相当積極的に反映することになりますか。

○政府委員(森茂雄君) むしろ、今度配付される都道府県、それから非常に要望が出ると思ひます。そういう意味におきまして各府県のパラメータを失しないように私どもとしては十分各府県の使途等につきまして、畜産振興上有益な使途に使つていきたい、こういう意味で十分に意見を聞かなければならないと思ひます。これは行政上、全国協会を監督し、かつ事業計画を認定していく場合におきまして、十分そういう点を考慮して事業計画の認可をいたそうと考へておるわけでございます。

○天田勝正君 ちょっと伺ひますが、これはまあ公営競技調査会の答申に基づいて出された方針だと思ひます。こういう調査会なり審議会なりから答申が出て、政府が国会に法律を提案する

場合、多くは当該審議会なり調査会なりの意見を尊重して、こういうことが必ず冒頭にくるのが普通でございませう。ところが、今回の提案理由の説明、補足説明、それをお聞きいたしましたけれども、そういう答申を尊重するといふ言葉はどこにもなかった。ただ、「答申の線に沿つて」と、こういうことでございませうが、これは「線に沿つて」といふのは拡大解釈でも縮小解釈でもいかようにでもできるわけだ、一つでもその線があれば線に沿つたといふことになるのですが、今度だけは特に答申を尊重するといふ言葉を使わなかつたのはどういふ理由ですか。政務次官、あなたは提案されたんだから。

○政府委員(森茂雄君) ただいまの御質問ですが、ちよつとこの点でありますけれども、私どももいたしましては公営競技調査会の答申を十分拝読いたしまして、これは公営競技について全般にわたつての答申でございませうが、さて、競馬についてこの関係をどういふふうにしてやういふかといふことについて拝読いたしまして十分そしやくして立案したつもりであります。そういう意味におきまして尊重もいたしておりますし、線に沿つて立案したものであります。

○天田勝正君 尊重をしてないといふ返事があれば私ども次の質問をしなくてはよかつたんですが、尊重するとなると今度は逆に困つたことがこの答申に書いてあるのではありませんか、それは「法律の規定が細部にわたり過ぎると認められる点が少くないので、出来る限り政令に委任する等法律の簡素化をはかる。これは私はこの種の調査会や

審議会ではよいなことだと思ひます。いふなれば、立法院の権能に干渉とまではいふけれども、要らざる口ばしを入れた、こういうことになる。答申はなるほど政府になされたかしらぬけれども、しかし、それは当然われわれ国会に報告されるのであるし、されなければ、求めれば政府は資料として出さざるを得ないのだから、それに基づいて国会が独自で法律を制定する場合もあり得る。こんな文句なんかはなくてはかのことさ書きなさればちゃんと成立すべきものは成立するし、政令にゆだねるべきものはゆだねる。よいことなんでしょう。これを政府側ではどういうふうに解釈され、どうしゃくされましたか。どういうことなんでしょうか、一体、おかしいじゃないですか。

○政府委員(森茂雄) 「現行公営競技の根拠法が異なっているため、各種公営競技間均衡を失っている点が少なくない。所管各省においてこれを是正するよう努力する」という御答申がございましたが、これはいろいろそれぞれの発生といいますが、経過といいますが、そういう点が非常に違っておるわけでありまして。そういう意味においてわれわれとしてはできるだけ均衡を失しないように考へてはおりますけれども、競馬と、たとえばもう一つの競輪とは現在の施行体制等も非常に違っております。民間の実施団体に実施をゆだねておることとか、レースの編成とか、いろいろ各般にわたって趣旨がまた違っておる点があります。そういう点でわれわれが扱っております競馬関係と一緒にできないという点は、これは私どものほうといたしましては採用いたしませんで、競馬は競馬で本来の目的で施行していくということでございます。

○天田勝正君 ちよつと答弁が違ふんですよ。今答弁されたのは、答申の13について答弁された。この13のほうを私は問題にしているんじゃないのです。13のほうは、確かに、所管が各省ごとに違つたり、不便な点もありまして。答申の12なんです。これがよいことだと言ひます。こんな答申なんかは、私の解釈ですれば越権しごくなんです。ただここに、会長である長沼さんですか、おられないんだ。また国会に法律を提出する責任は政府でありますから、やむなく政府側に伺つておるわけですが、元来私は長沼さんを参考人と呼んで聞きたいくらいなんです。不遜さわると思ひます。法律が長過ぎるの短か過ぎるの……。他の答申さえあれば、12だけ除いて、13もあつてよろしい。これは政府側に勧告したんですから。しかし、法律制定の権能は国会にあるはずなんだ。だから、この12の部分を除いて出してくれればよい。政府に確かに答申したには違ひないけれども、しかし、その答申のことをわれわれが参考にし、国会独自で法律を提案する場合もあり得ることなんです。必ずしも政府だけが提出するんじゃない。でありますから、こういう答申は実に異例なものだ、少なくとも。私の解釈をもつてすれば侮辱したものだ、こう解釈するんです。だから、政府のほうはどうこれを了解し、どうしゃくして、さっき言うような尊重というところになつてきたのか、これを私は聞きたい、こうい

うわけですか。そしゃくしてないはずだよ、こんなものは。

○政府委員(森茂雄) 私のほうといたしましては、公営競馬の施行あるいは開催回数、むしろふやしていかずには減らしていきたくない、そういう趣旨からいまして、現在の競馬法の規定では、都道府県ならば四回、それから災害指定の市町村なら二回ということであつたか、何といひますか、法文によつて回数をびたりときめておるわけでありまして。今後公営競馬の施行あるいは都道府県等の施行を考えますれば、やはりこれは十分弾力的に行なつて、単に市町村何回、都道府県何回という機械的な回数開催等の規定があるよりも、むしろ各市町村間の、暫定的には調整、あるいは今後におきまする関係では、都道府県の開催につきましても、たとえば東京都、千葉、神奈川等の近県等の関係を考えますれば、これは全般的に調整をしていく必要がある。こういう意味におきまして、むしろ健全な競馬の運営という点から、政令に委任すべきものは委任するということでありまして、これをむしろ細部にわたるとか何とかいうことではなくて、今後の公営競馬の運用上考へ方でも私は参るわけでありまして。ただ、細部にわたるといふことは、私ども行政官庁としては考へておりません。

○天田勝正君 答申の12の問題は、今畜産局長がこまかい説明をされましたが、そういう部分は私は後ほど伺いたいと思つておる。これはだから尊重しないということ、特に尊重するとい

う言葉を使つて私は提案理由の説明もされ、補足説明もされた、こういうふうに解釈いたしますが、それが今度、いや、線には沿ひましたけれども、別段この種のものは、言つてみればギャンブルのことでありまして、尊重しない部分もありました、こういう答えなら、もうこの質問はしなかつた、実を言つと。ところが、やっぱりほかの答申に続いて、法律手続の場合も同じように、尊重するとは書いてないけれども、尊重していると言ひから、どの部分を尊重しているのだらうということになつてきたのです。順序は。こういうのはおかしいです。こういう答申というのを見たことがない。法律をどうしろ、政令をどうしろなんてよいことだ。これこれこういう項目について改善しないといふえ、それに基づいて、法律を簡素化すべきものは簡素化し、政令だつて整理もするだらうし、簡素化もし、また必要があればこまかくすべきだと私は思ふのであります。今畜産局長が言うように、弾力性のある政令のほうがよいとおっしゃるけれども、私は観点を異にしてゐるのですよ、それについては。だからこの12がちよつと気がかりになる。私の観点を異にしてゐるといふのは、私自身がこの評議員になるような、ギャンブルの学識者でもなければ経験者でもないんだ。ないけれども、私はギャンブルといふのはとかく問題を起こすんだからして、何か手かげんして、いかようにでもなるような余地を残さず、それは事務遂行上余地を残す場合もあり得るであらうけれども、しかし、そういう部分はなるべく少なくして、法律でこまかく規定すべき

である、こう思つてゐるのです。私はそのほうが、ギャンブルといふのを一挙にやめてしまふ別の問題でありますけれども残すという場合においては私は問題が少なからう、こう思つておる。弊害があることがわかつておるから、答申案でもそうです、あなたの今の説明を聞いても、なるべく減らしていくといふことなんです。そうであるならばあるほど法律で微細に規定しているんですよ。ところが、この答申を見ると、どうも私なんかの考へているのととはまるで逆であつて、いかようにでも省令等の書き方があなばいできるようなことになつちまう。これはどうせきよう議論しても、政府側でも長沼さんに聞いてみなければわからないやうなことで、ここで幾らやつたて時問つぶしになるだけで、私はそのことについては政府側の統一見解をお願いいたします。これは委員長にお願いいたします。

それから次ですが、この要綱をだんだん見ていきますと、私もさきから言うように、学識者でもないし、経験者でもないのではありません、的はずれになるかもしれません。それで、なるべく射幸性を薄めていく、こういうことが提案理由並びに補足説明で言われておりますし、要綱なんかにもその趣旨が書かれております。そうすると、勝馬投票法の種類、実施方法というところを見てみますと、射幸性を薄めるため、単勝式と複勝式、連勝単式とか連勝複式、こういう四種に制限する。こういうふうになれば、なぜ射幸性が薄まるのか、私にはわからない。前にあつた重勝式というのを今度はや

例がありますけれども、民間開催が非常に多いのでございませうけれども、わが国の現在の競馬の事情といいたしましても、戦後初めて市町村が開催するといふような事例もあり、戦前では県単位で馬匹組合、あるいは馬匹組合連合会が地方競馬をやっておったわけでありませう。そういう農林振興という面から地方競馬のほうが発達して参つておるわけでもございまして、総じて勝馬投票法に限らず、すべての点でわれわれにおきましては十分検討いたしまして明かになるようにいたしたいと考えております。

○天田勝正君 まあ外国の例を引いて、わが国でもというの事は次第によります。私はさきさきと説明しましたのでおわかりだと思ひますけれども、日本においては、事賭博もしくは賭博類似行為については、いかに外国の例を持ってきたとしても、それはだめだといふふうには私は感じております。これは中国人ならば確かに博心があつて、これは経営者になります。日本で昔の悪い言葉で言へば博徒でしょう。ところが、日本人は博徒で蔵を建てた人はいりませぬ、自分も夢中になつてしまふから。ところが、中国人は財をなしますね、必ず。これは外国どこの町へ行つても、秘密裏に賭博類似行為をやつて財をなしておる。そういう性質ならば、これは外国の例といふことになるし、それから今英国の例を引かれましたけれども、これは森局長も御存じのとおり、英国では競馬とポーター・レース、これはもう最高の、要するに紳士の交際場ですね。写真で見ると競馬場の風景ひとつ見ても、目の色が変つた者なんかありませんよ。普通

背広を着、あるいは茶っば服を着ておる者も、あそこへ行く際は、燕尾服でちゃんと行きます。現在ではあれが日本では白い馬に乗つて案内する人間にだけあの服装が残つてゐる。その違いを私と議論をして、森さん、あなたよく知つておつて、政府委員だから。そういうことを言われても通用しませんから、これはちゃんと断つておきます。それでこれを言つてもしょうがない。この次までに連勝複式、あれをこの際追加しないといふことにするのかもしれないのか、次までにひとつもう一ぺん政府側で考へてきてもらいたい、注文しておきます。

次には、今度地方競馬全国協会、これを作つて、おのの役員を作る。この役員を徐々に向つて参りますけれども、会長、副会長が農林大臣の任命、それで理事は今度は会長が任命、それから評議員を置く。評議員はこういうものを任命するのだといふことが書いてあります。こういう任命の縦の形式ですね。だれが任命するのだといふことは規定してありますけれども、どういふ人に任命するのだといふのは書いてないのです、今政府が予定しているこうした役員は、どういふ人を据えようといふのですか。

○政府委員(森雄雄君) これは現在のところ具体的に、きまつておりません。ただ私どもといたしましては、この全国協会の仕事が一方向におきまして騎手の免許、馬主の登録、それから騎手、審判員の養成等公正な競馬をやつていくためには、いかに統一して厳正にやつていくかといふ一つのワケがあります。もう一方施行団体、地方公共団体から相当の金、平年度でいいますと

約三億円前後の金が、一回開催六千万円以上の金が開催地から吸ひ上げられるわけでありませう。そういう吸ひ上げられた交付金の金が、主として競馬をやつていない都道府県に、都道府県といひますと、大体農産県でございませう。大消費都市でなく、大消費都市の収益から主として農産県の畜産振興に充てるわけでありませう。そういう二つの仕事の性質から畜産振興関係に十分御理解のある方、しかも見識が高くて人格者である、そうしてそういう意味で、かつてこういう競馬に關係のある方といふことで、役員の方格事項が規定されております。そういう關係からぜひ見識ある方をおそらく農林大臣は選ぶだらう、事務当局としてもそういう点でいろいろ補助的な意見は申し上げたいと思つております。

○天田勝正君 私もどなたを任命するのかわからないことを聞いてゐるのじやなくて、ワケを聞いたわけですが、だからこれから逆のほうから質問していきますと私の聞きたい意味もよくわかつてくると思ひますので、評議員のことを聞きます。評議員は二十五名以内で、しかも「評議員は、關係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから」となつてゐる。そこでまず一点は「關係行政機関の職員」といふのは、どういうワケの人がそれに該当するか。次の学識経験、これは問題だと思ふのです。かつて売春禁止法のとてき、やっぱり初め学識経験といふ言葉が出てきて、それで経験はやめちゃつたといふことがあるのでありますが、どうもどっちにしろ賭博でないといふ理屈が立つても、賭博類似行為であることは否定できないでしょう。学

識経験といふのは、そうすると何ですかばくちをやつたことがない者は経験といふことにはならないわけですか、そのカテゴリーはどういふことになるのか。あるいは馬券をうんと買つて、経験といふのは、たんとやるといふことは、何事でも経験の多いということになるのですから、馬券を十回買つたより二十回買つたほう、もっと三十回買つたほう、あるいは十枚買つたより二十枚買つたほうは経験豊かである。経験といふのは回数ですからね。どうしてもそういうことになると思うのですが、学識経験とはいふか、その一つをどうも、賭博類似行為に対する学識とは一体どういふことなんでしょう。

○政府委員(森雄雄君) 評議員の第一点は、關係行政機関の問題でございませう。關係行政機関といひましては、都道府県で、競馬を施行してあります都道府県を今後とも中心として、原則として競馬を施行していただきますので、その都道府県のたとえば東京都でいいますと事業部という部があります。その事業部の部長が一例でございませう。学識経験者といふ点でございませう、全国協会の仕事は、競馬そのものをやるわけではございませぬ。騎手の免許あるいは騎手の養成、訓練、審判員の訓練をやるわけでありませう。そういう意味におきまして、そういう方面の十分経験のある方、それからもう一つは全国協会が畜産振興の金を各農産県に配付するわけでありませう。どういふ方面の畜産振興に充てるかといふことが、都道府県知事の御意見も十分伺つて出てくるわけでありませうが、さらにそういう畜産振興あるいは酪農振興あ

るいは養豚、養鶏等の十分学識経験のある方から代表者を選びまして評議員になつていただき、そして協会の業務を、畜産振興事業をやりますので、三億相当の金を各府県に公正に分けて、これを直接今集金の急である、各県によつてそれぞれ事情が違ひますので、そういうようなことで十分にアドバイザーを協会にいただきたいと思つておるわけでありませう。

○天田勝正君 ちょっと一点だけで、この問題もつと聞きしなればなりませぬから、後刻に譲りまして、他の委員の要求もありましたのできょうは譲りますが、もう一点だけ聞いておきます。好ましくないから地方公共団体でもやめられたところもあるくらいでありませう。しかしこれをどういふしやりやめなさいといふことは、答申にもありますように、むしろ公開の場所において、こういう賭博類似行為はやらなくて、監で要するに賭博が横行するといふことを防ごうといふのが、私からするといふと、たつた一つの積極的な存置の理由になるのであらうと思ひます。ところが、ここがまた問題であります。今まであつた賭博類似行為などを全く知らない人が、公開で行なわれてゐるがゆゑに、行つた結果は今度は逆に、走つてゐる自動車の番号の奇数、偶数を当てるをしてみたり、ここの答申では、これらの競技が公開の場で行なわれてゐることは、より多く弊害を防止する上において何がしかの効果がある、こういうことを言つておるんですね。だから公開の場所で行なわれたほうが、非公

開の場所を横断するよりかいいという
ことが答申であるとともに、政府もそ
ういう意味でおられるから、どんび
しやり廃止をしないということだろう
と私は思う。またそれはそれなりの理
由はありますけれども、逆の理由もあ
る。今私が指摘したように、行つてき
た連中はじきにあれです、よそのう
ちの表札を見て、名字の國数の奇数、
偶数をやってみたり、走る自動車の奇
数、偶数、一番最後がゼロかゼロでな
いかなんというところでやるようにな
る。だから公開でやっていると、非公
開よりもいいという理由も成り立
つだらうけれども、あべこべに公開に
やっていると、むしろ日常茶飯
事のごとく賭博類似行為を行なうよう
になる、こういう弊害の面も大いにあ
ると思うんですが、そういう考え方は
政府はされてるんですか、されてい
ないんですか。

○政府委員(森茂雄) 競馬の沿革、
歴史なりで、こういう格好でレースが
行なわれてきておられるわけでありま
す、私もどなたもいたしましては、かけ
つことがあつた以上、やはりこれには
弊害が伴うわけでありまして、弊害を極
力除去して、そうして娯楽とはかりに
かけつておられるとも思いますが、一
にやはり国民の良識が外国のように、
非常に性質の異なる、先ほどのお話
のようなふうに出展して、いけば、
けつこうだと考えておられるわけであ
ります。

○櫻井志郎君 簡単に二、三の点伺
います、ギャンブルの性格から、社会
秩序を乱しつづつあることを、ど
ういう方法で規制していくかという問
題について、少しお尋ねしたいのです

けれども、問題が何ですからきょうは
私やめておきますが、条文の中で二十
三条ですか、二十三條の二以下に關係
して、問題ですけれども、一つは畜
産行政というものが、これは都道府県
と政府が担当している。そこへ新しく
畜産振興事業団が行政の中に入つてく
る。もう一つは、今度の地方競馬全国
協会というものが、都道府県または市
町村から交付金を受けて、その交付金
を今度は地方、都道府県にどういう形
でつか、条文を忘れましたが、それを交
付する形で行政に参画してくる、こう
いう姿は何か私好ましくない姿じゃな
いかという感じがするんですが、その
点どうですか。

○政府委員(森茂雄) 競馬に関しま
して、中央競馬と地方競馬とあるわけ
であります。中央競馬につきましても、
は、中央競馬会法の第三十六條で、畜
産振興に國庫納付金の金は充てるとい
うことで、収益金は売り上げの百分の
一〇は必ず國庫に納付しておるわけで
あります。地方競馬はどうかといいま
す、地方競馬はその収益をその県だ
けで使つておられるわけでありまして、
そういう意味で、中央の關係につきま
しては、それとにらみ合せまして事業
団に十億円の交付金を支出することに
立案しておられるわけでありまして、
競馬はどうするかということでありま
す。地方公共団体の収益によつてあり
ますものから、方法論をいたしまし
ましてどうするかということでありま
す。せっかく公正競馬を施行さすとい
う意味で全国協会を設立するといふこ
とにいたしまして、免許とか登録とか
訓練とかというものを行なうことで、
そうして地方公共団体から一定の交付

金を吸い上げるという格好になってお
りますものから、幾つも機關を作
るのも何だし、それから全然關係のな
い中央競馬会なりあるいは國に納付さ
せてしまふということもいかにがとい
うことで、せっかく作る全国協会にその
交付金を吸わせる、こういうことに
いたしたわけでありまして、結論的に
言いますと、一種の助成を各府
県にやるのでありますので、相当行
政的な色彩を帯びて参ります、農
林省といたしましては、十分農林大臣
の監督を全ういたしまして、そうして
特殊な機關でその役員も普通のほか
の役につけないというに限定して
おりますので、國の方針に即応して事
務をやつていくのじゃないかと考え
ております。私もどなたもいたしまして、
そういう何といひますか、行政が二頭
に分かれる、あるいはそれぞれ機關を
作ることは好ましくないものでありま
すから、中央關係のものについては既
存の事業団を使い、地方競馬關係につ
きましては、せっかく騎手訓練等ででき
まする全国協会を使おう、こういうこ
とで一応割に、別の意味からいいま
すと、便宜的なふうに見られますが、
極力機關の設立は防いで、そうして中
央行政一本化の精神は逸脱しないよう
に努力いたしたいと存じます。

○櫻井志郎君 運営の正しきを期し得
るならば、今畜産局長が説明したこと
で、私はまあいいかと思つたのです
が、しかし政府がやつていても、あるい
は都道府県がやつていても、必ずしも
運営の適正を期するといふことは困難
だ、常々どこかで問題を起して、
そういう中で、またこういうところで
實質的には都道府県に対する補助金を

扱うということが、言葉の上では運営
の適正を期し得るといふことは言える
けれども、實際の運営としてそれだけ
の責任ある考えが成り立つかどうかで
すね。答弁という答弁技術じゃなし
に、本質論に入つて……

○政府委員(森茂雄) 特に畜産振興
費の配分の問題であります。私もど
うもいたしましては、都道府県知事の意見
を聞きまして、むしろ私もこの法
文には表れておりませんが、堅持と
いたしましては、都道府県から都道府
県へ収益を渡すという方途もございま
せんので、そういう意味で、その資金を
むしろ農林大臣がある程度積極的に割
当等につかましても指示いたしまし
て、そうして都道府県關係の希望も十
分入れて実行して参りたいと、ただ、
いろいろ民間の学識経験者の意見も十
分聞く必要がありまして、また横か
ら評議委員会等の十分議を経て持ッ
てきていただく、そうしてその上で事
業計画を認可すると、こういうことで
万全を期しておられるわけでありま
す。

○櫻井志郎君 まあ万全を期すといふ言
われるのが、政府が考えておられるよ
うな万全の措置といふことを期し過ぎる
と、いわゆる官僚の越権といつちや悪
いかもしらぬが、非常に官僚統制的な
空氣が強くなつてくる。そうじゃない
逆の場合では、今度は全国協会がある
程度の行政権を持つ、どっちへごろん
でもむづかしい問題が出てくるのじゃ
ないかと思ひます。ときによつては、
府県が全国協会に陳情に回らんならぬ
というふうな事態も出てくると思う。
何かほか、たとえば中央競馬のよう
に國庫納付金にするというふうな技術

的措置といふものは別に考えられぬ
のですか。

○政府委員(森茂雄) 私どももいた
しましては、地方公共団体、都道府県等
の収益の一部を交付するわけござい
ますので、いろいろ研究はしてみたの
ですが、これはやはり地方公共団体の
収益は収益でございまして、國庫に
納めて別にまた特別會計を置くといふ
制度もいかにがといふことでありま
す。悪い例かいいかは別といたしまし
て、一部競輪等ではそういう機構を
作つておられるわけでありまして、私
どもといたしましてはやはりいろいろ方
法、手段を考えたわけでありまして、
櫻井委員の御指摘のとおり、片方に偏
すれば片方では今度協会がやや官權的
になり、協會を押さえてしまへば、少
し農林省がまた出過ぎるといふよう
なところでありまして、評議委員会等
もありませんので、十分三つどもえに
なつて、ちやうど均衡を失つることな
く、十分私どももいたしましては、こ
の協會の監督の立場にある關係で、こ
れが最上の方法だと申しませんが、ま
あまあのういふ方法がベターじゃなか
らぬといふことで、結論はこうなつたわけ
でございます。

○櫻井志郎君 二十三條の三ですね、
都道府県はどうかと書いて、「必要
な經費の財源に充てるよう努めるもの
とする。」と、こう書いてあるわけだ
ね。努めねばならぬと、財源に充てね
ばならぬといふことを裏返しにすれ
ば、努めるといふことが裏返しにすれ
ば、やむを得ない場合は充てなくても
いい、こういうことが出てくるわけだ
すね。一方においては、地方競馬全国
協會のほうへは一定の基準を定めて、

金を吸い上げるという格好になってお
りますものから、幾つも機關を作
るのも何だし、それから全然關係のな
い中央競馬会なりあるいは國に納付さ
せてしまふということもいかにがとい
うことで、せっかく作る全国協会にその
交付金を吸わせる、こういうことに
いたしたわけでありまして、結論的に
言いますと、一種の助成を各府
県にやるのでありますので、相当行
政的な色彩を帯びて参ります、農
林省といたしましては、十分農林大臣
の監督を全ういたしまして、そうして
特殊な機關でその役員も普通のほか
の役につけないというに限定して
おりますので、國の方針に即応して事
務をやつていくのじゃないかと考え
ております。私もどなたもいたしまして、
そういう何といひますか、行政が二頭
に分かれる、あるいはそれぞれ機關を
作ることは好ましくないものでありま
すから、中央關係のものについては既
存の事業団を使い、地方競馬關係につ
きましては、せっかく騎手訓練等ででき
まする全国協会を使おう、こういうこ
とで一応割に、別の意味からいいま
すと、便宜的なふうに見られますが、
極力機關の設立は防いで、そうして中
央行政一本化の精神は逸脱しないよう
に努力いたしたいと存じます。

一定の交付金を出すというのをきめておる。ところが肝心の競馬をやる都道府県ではその収益を、これを悪く解釈すれば、充てたほうがいいのだけれども、充てなくてもいいのだと、なぜそういう明確でない法案にしたかというところが一点と、もう一つは、全国協会に交付金を出すような形と同じように、あるいは売得金のどれだけとか、あるいは収益のどれだけ以上は充てねばならぬ、収益としてそうきめつけていくことができないのですか。

○政府委員(森茂雄君) ここで一つ問題になりますのは、やはり競馬の実施でありますので、私どももいたしましては、畜産振興その他の公益事業と、こういうことになるわけでありまして、これ比率的にどうということになります。畜産振興は少なくとも収益の二分の一とか、あるいは三分の一とか、四分の三とか、こういうことになるわけでありまして、各施行の都道府県の御意見もいろいろあるわけでありまして、私どももいたしましては、第一に畜産振興その他の分につきましては、相当都道府県におまかせしていただくという考えであります。私どももいたしましては、できるだけ畜産振興に使っていただきたく、ただ、これを率をきめてしまうと、やはりいろいろこれ以上ということと率をきめてしまいうのも自治団体等の関係もございまして、従来の関係もございまして、最大限度こういうようなことで、道徳的な訓示的な規定になったのであります。十分都道府県と御相談いたしまして、指導上、主として畜産振興、あるいは事情によってはスポーツの振興、災害復旧というように弾力的に

考えてはおりますけれども、気持ちとしてはやはり都道府県で主として収益が上がるのは、大消費都市、東京、神奈川、千葉、埼玉それから関西地方、あるいは愛知県等でございますので、数も少ないことでございまして、十分相談をいたしまして、協会の畜産関係の流通合理化関係でいふ施設が、おくれる点もございまして、そういう点に充当していただく。なかなか率をきめるといふことはむずかしい。法文できめるといふことは、かえって適当でないと考えたわけでありまして、できるだけ、競馬の収益でございまして、畜産振興に充てて参りたい、こういう気持ちでございますから、都道府県の意見も十分伺ってその線に沿って御協力を願う、こういう趣旨であります。

○櫻井忠郎君 どうも局長の説明では、私はっきりしない点があるのです。都道府県がやっている競馬なんです。一方においては、競馬は国民大衆の健康なスポーツであると同時に、先ほど天田委員からも指摘されたような問題もあり、片一方には社会上的いろいろな弊害というものが伴っている。その競馬をあえてやっていくというからには、それから上がる収益というものは、努めるようにするということや、わらかな表現でなしに、一方において社会的なそういう秩序をこわすような危険を伴うものである。それ、なおさらそれから上がる収益というものは、社会保障とか、スポーツとか、教育文化というものの、一方において国民生活に積極的に裨益する形において使わなければならない。そういうところで罪滅ぼしをしていくんだという考え方をここに

できつぱりと出していくということがどうしていけないのですか。

○政府委員(森茂雄君) 相手が都道府県でございまして、これだけの規定をさへ置けば十分実行していただけたと考えております。

○大森創造君 関連してちょっと。今の櫻井委員の質問わかりませんが、逆のようないふことになるかも知れません。この二十三条の三というのは、これは都道府県が主催をして行なう、その競馬の収益ですから、都道府県が主催するところの競馬の開催による収益の使途について規定をされたことなすね。これはそうすね。そうしますという、これは地方団体です。国とは違いますが、今までも、この法律の一部改正が行なわれる前でも、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行なうのに必要な経費のための財源に充てていた実績があるでしょう。まさかこういうギャンブルの収益をもつて、そうしてまたギャンブル的なもの、振興に資したような実績はないと思えますが、どうですか。

○政府委員(森茂雄君) 大体収益を充てているのは学校建築、それから土木事業等でありまして、今櫻井さんの御質問がありました。必要な経費の財源に充てるよう努めるものと、さういふ前段あげたような意義のあるものに、ギャンブルによっての収益であるから、まあ暗い金でもって有益な仕事をやるんだから非常に意義があるようになる、こういう意味で自治団体のほうでもそういうこと

○政府委員(森茂雄君) 第一に掲げておりますのは、千分の四以内としたしまして、第一のやつは畜産振興によるいわゆる平年度三億と申し上げた交付金、第二のやつは、全国協会の騎手の養成とか訓練とか、そこのほうの事業の交付金であります。それから……

○清澤俊英君 二つを取るのかどうか、それだけいいのです。

○政府委員(森茂雄君) 両方取るのでございます。

○清澤俊英君 それで、その取得額というのは総額ですか、何か経費を引いたものなんですか。

○政府委員(森茂雄君) 清澤さんのおっしゃるとおり、投票の全体の売上金でございまして、地方競馬の総じての収益は約一割であります。

○清澤俊英君 私が聞きたいのは、戦災都市で新築の三条や長岡でやっております、もうけなんてほとんどないのです。役人を派遣して、そうしてやっておりますが、もうけなんてないのです。そういう場合取得金をこれだけ頭からばんと払ったら、ときによると損するかもしれないのです。そういうことをお調べになっておるのですか。

○政府委員(森茂雄君) 売り上げ一回金額六千万円以内は取りませんから、そういうところは該当しません。主として取られる府県は、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知等であります。

○櫻井忠郎君 それからこれはどこにあるのか、また必要がないのかわかりませんが、都道府県はきめてある、市町村の場合はどうして取らないのですか、充てるようにするとかいうことを。

○政府委員(森茂雄君) 第一に掲げておりますのは、千分の四以内としたしまして、第一のやつは畜産振興によるいわゆる平年度三億と申し上げた交付金、第二のやつは、全国協会の騎手の養成とか訓練とか、そこのほうの事業の交付金であります。それから……

○政府委員(森茂雄吉) 市町村は、著しく災害を受けた、あるいは財政上等の都合で指定した関係がございしますので、猶予して認めておるのもいゆる災害猶予ということで指定してございします。まあそういうことで、精神的には公共事業に使っておりまして、今これをびたりと当てはめますと適当でないであります。

○櫻井志郎君 二十三条の四で「地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに」と、そのあとに「馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする」と、こう書いてある。馬の改良はいいけれども、「増殖」という言葉をここに出してこなければならぬ理由は何ですか。

○政府委員(森茂雄吉) 「馬の改良増殖」という言葉は、従来から減つてもやはり増殖というようにございします。一本にして使われておりますので、特別な意味はございません。

○櫻井志郎君 どうも「改良増殖」という言葉を何気なしに使ったのじゃないかと思う。私は先でこの法案を審議するときに要綱でやっておいたのだから、逐条を読まなかったもので、少しうっかりしておりました。が、「増殖」という、これから馬を大いにふやすのだ、そういう観念は一体農林行政から見ても、一体どこから出てくるのか。まあ何気なしに使ったというお話なら、それはそれでいいが、そういう言葉をどういう意味でお使いになったのですか。

○政府委員(森茂雄吉) 現在畜産局といたしましては、馬の改良増殖をやめるという結論にはまだなっておりませ

ん。「馬の改良増殖」の問題は、現在としても非常にむずかしい問題でございまして、今六十万頭、昔の百五、六十万頭、百七、八十万頭が減つておりますが、そういう馬の改良増殖をやっているかというところまでは結論づけておりませんが、何としても……。

○櫻井志郎君 あなたの答えは違ひ。「改良増殖」をくっつけたら、僕は「増殖」ということを言っておる、

○政府委員(森茂雄吉) 地域的には、増殖もあることと思ひます。

○大森創造君 関連。この法律の改正によつて増殖を積極的に行なうという意図があるのですか。部分的には増殖もあるのでしょうか。部分的にはどういふ意味ですか。

○政府委員(森茂雄吉) 畜産振興の地方の具体的な内容といひまして、やはり県によりましては、現在畜産局の予算では馬の補助関係につきましても、ほとんどない、少ないわけでありま

す。地方によりましては、まだ馬を養ひまして十分収益をあげたり、あるいは農事に相当使つておる部分もございします。やはり北海道、東北等でも、地域によつては非常に要望があるわけでありま

す。そういう意味におきまして、地域的にはやはり非常に要望があるというところを私たちに無視してはならないと思ひます。ただ、この冠として、一番先に馬の「改良増殖」ということを掲げておられますが、やはりこれは従来からの競馬の関係もございまして、全般的に畜産振興に使へるところに、特にその冠としてつけてきたのは、やはり競馬関係の意味合いも含め

て、例示的に掲げたわけでございします。

○大森創造君 そいつはわかりましたけれども、地方競馬全国協会が畜産振興事業に対する補助を行なうことにならな

るでしよう。行政の一部を担当して協会はやることになっておられますから、この畜産振興事業に対する補助ですから、そういう補助金の交付の対象は、どういふものになりますか。

○政府委員(森茂雄吉) やはり個人ではございせん。畜産関係の団体が、特殊農協とか、あるいは農協とか、あるいは畜産会とか、そういうものが対象になると思ひます。

○櫻井志郎君 今の畜産局長、変な答弁されるから、僕は言いたくないけれども言うのだけれども、ふえる場所があるから「増殖」という言葉を使ったのだ、減る場所があるならどういふ言葉を使う。国の政策としてどうするのだというところでなければならぬので、地方的な問題をやってゐるのじゃない、法律では。だから競馬で上げた収益を出させるのだから、実態は必ずしもそのまゝ合

わなないけれどもという意味で、そういう精神的な動機の意味でこの言葉を使ったのだというふうに言われるなら、それはそれでわかるのですけれども、まだ農林省でも馬をふやすか減らすかわからないと言われると、これは少しおかしいことになる。これは所得増進計画の中の農林計画を見てもらなさい。やはり競馬で上げた収益を交付金として吸い上げて、それを畜産振興に使う。それじゃ馬は、馬はわからない。わからないものをなぜそこであげていくか。むしろ農林省としては、農林行政としては、

畜産の振興をやつていく対象というのは、馬をふやすか減らすかわからないというよりも、はるかに乳牛をふやすなければならない、あるいは食肉牛をふやすなければならない、あるいはその他の畜産物をふやすなければならないことははっきりしておる。はっきりしておるものをうたわな

ないで、はっきりしていないものをうたうということは、これはこつけないことです。その点はどうですか。

○政府委員(森茂雄吉) 従来競馬自身の問題といひまして、やはり「馬の改良増殖」ということが一つの目標になつておたわけでありま

す。そういう意味におきまして、特に競馬会の収益をそれに当てるということで、冠として「馬の改良増殖」と書いて「その他畜産の振興」ということで全般的に使

いたい、こういううたいの文句でございまして、私もどなたもいひまして、馬を増殖していくという計画は現在持っておりま

せん。

○櫻井志郎君 今の答弁で大体わかりました。この言葉の使い方「馬の改良増殖」というのをその大目標にして出して「その他畜産の振興」と、どうもこの辺がせつかつ法律の改正案を出した意気込みからいって、将来の農林行政、畜産行政からいって、どうもこの用語はあまり的確でなかつた。それでいいです。答弁は要りませんが、きょうは私はこの程度にしておきま

す。

とか、それから都道府県や市町村というものは入りますか。

○政府委員(森茂雄吉) 私どもはいたしましては、国の予算あるいは都道府県の予算等の充実につきましては、国の予算を中心としてやつて参りたい。特にこれは民間的に、補助的に上積みとしていふのですか、補助的にやつていこう。こういう意味で、都道府県、市町村の予算化されたりあるいは議決をされたり、そういう都道府県、市町村を対象には原則としていたして

おりません。

○大森創造君 そうしますと、市町村で、そういう畜産の団体なり事業団体があ

る、それに対する県の補助や町村の補助というのがある。そういう補助金のあるなしなんというところは、その考へる対象にならな

いせんか。

○政府委員(森茂雄吉) できるだけ補完的な意味でございします。これはやはり都道府県の十分意見を聞かなければならぬと思ひますけれども、特に限定はいたしてありませんけれども、私もどなたもいひましては、都道府県や市町村を相手にする考へは、むしろやつてはいかぬということじゃないです。が例外的に原則といひましては、例外的にそういうことはないと申しませんけれども、特に御要望がありましてそのほうが効率を発揮する、あるいは効率がよくないというところとはしてはならぬというところではございしませんけれども、具体的な事例によつてはそういうことはあり得るかと思ひますけれども、原則としてはそういうふう

に考へておりません。

○清澤俊彦君 さつき資料をお願いしましたね、あの中

請願者 岡山県倉敷市天城通照
院内 高橋天瑞外二百
四十二名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第二四一六号と同じである。

第二四七二号 昭和三十七年三月二十日受理
解放農地補償に関する請願（十四通）
請願者 広島県佐伯郡廿日市町
原 中西信雄外十三名
紹介議員 永野 護君

昭和二十一年十月二十一日公布の自創法及び二十五年七月制定の強制譲渡令による農地改革がいかに冷酷無情な暴政であつたかはすでに衆知のところである。今日農業基本法の制定により新しく発足しようとする農政の転換期に際し、占領下の改革によってゆがめられた農村の社会的、経済的不公正を是正し、自由民主主義を基調とする新農村建設の第一歩として、農地補償の実現をはかるため、報償制度の早期確立を強く要請するとともに、その具体的措置として「農地被買収者等に対する交付金の交付に関する法律案」を今次国会に即時提出し、ぜひその成立を期せられたいとの請願。

第二四七六号 昭和三十七年三月二十日受理
解放農地補償に関する請願
請願者 宮城県亘理郡亘理町宇
祝田一〇〇 岩淵愛信
外百九十九名
紹介議員 大谷 肇潤君

この請願の趣旨は、第二四一六号と同じである。

第二四七七号 昭和三十七年三月二十日受理
解放農地補償に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡伯仙町日
下瑞仙寺 柏崎梅芳外
百九十九名
紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二四一六号と同じである。

第二四七八号 昭和三十七年三月二十日受理
解放農地補償に関する請願（百九十九通）
請願者 横浜市内南区永田町一、
四八四高野山真言宗西
光院内 木下英蔵外二
百五名
紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第二四一六号と同じである。

第二四七九号 昭和三十七年三月二十日受理
食糧管理法改正等反対に関する請願
請願者 秋田県大館市立花 鎌
田重雄外五百六十八名
紹介議員 鈴木 壽君

食糧管理法の改正、農地法、農業協同組合法、農業災害補償法等の一部改正及び地主補償を国会で承認しないようにせられたいとの請願。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、沿岸漁業等振興法案

沿岸漁業等振興法案

（目的）

第一条 この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを旨として、その地位の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業

二 漁具を定置して行なう水産動植物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

三 水産動植物の養殖の事業

2 この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

一 沿岸漁業

二 沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

（国の施策）

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖等によつて、水産資源の維持増大を図ること。

二 漁港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。

三 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本整備の高度化等と漁場の利用の合理化とによつて、経営の近代化を図ること。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ。）の保蔵及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。

五 災害による損失の合理的な補てん等によつて、経営の安定を図ること。

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の経営に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

（沿岸漁業等の従業者等の努力の助長）

第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあつては、沿岸漁業等の従事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（沿岸漁業等について講じた施策に関する年次報告等）

第七条 政府は、毎年、国会に、政府が沿岸漁業等について講じた施策に關する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

(沿岸漁業の構造改善事業)

第八条 国は、沿岸漁業について、

都道府県が構造改善事業に関する計画をたてこれに基づき構造改善事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び助成を行なう等沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるように必要な援助等の措置を講ずるものとする。

2 前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

- 一 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善
- 二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発
- 三 集団操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろう装置の設置等経営の近代化のための施設の導入
- 四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備
- 五 その他沿岸漁業の構造改善に關し必要な事項

(中小漁業の振興)

第九条 国は、第二条第二項第二号

に該当する沿岸漁業等の業種でその業種に係る沿岸漁業等につき水産資源の利用、漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備、水産物の取引関係、労働環境等に関し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定めて公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改

善を行なう当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に對し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び試験研究の充実等)

第十条 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

(改良普及の事業に従事する職員等)

第十一条 国は、沿岸漁業等の生産

性の向上及び経営の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者の生活改善の指導を行なうことを任務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを任務とする専門の職員を置く場合に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を

講ずるものとする。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第十二条 農林大臣は、この法律の施行に關する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十七年八月十四日までには、中央漁業調整審議会の委員のうち漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百十三条第三項第二号に掲げる者をもつて充てゐるものの定数は、同項の規定にかかわらず、同号に規定する定数に八人を加えた員数とする。

3 漁業法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

漁業法第百十三条第三項第二号の改正規定中「十人」を「二十人」に改める。

昭和三十七年四月九日印刷

昭和三十七年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局